

第四十一條 本組合ハ必要アリト認ムルトキ組合員ノ製品ニ付製造數量ノ調節ヲ爲ス

第四十三條 組合員ノ製品ニ付テハ本組合ニ於テ一手ニ注文ヲ引受ケ且之ヲ一手ニ販賣ス(以下略)

第四十七條 共同販賣價格ハ統制委員會ノ議ヲ經テ理事會之ヲ定ム

第四十九條 本組合ハ必要ニ應ジ組合員ノ使用スル口金、バルブ、織條及導入線ノ共同購入ヲナシ之ヲ組合員ニ配給ス

第五十八條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 十一名 監事 二名

第七十條 會議ヲ分チテ總會總代會及理事會トス

總會ハ組合員ヲ以テ之ヲ組織シ總代會ハ總代ヲ以テ之ヲ組織シ理事會ハ理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十一條 通常總會若クハ通常總代會ハ毎年一回五月ニ之ヲ開ク臨時總會若クハ總代會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク(以下略)

第七十五條 總會若クハ總代會ニ於テハ定款ニ別段ノ定メアルモノ、外左ノ事項ヲ議決ス (以下略)

第七十三條 總會若クハ總代會ハ理事長之ヲ招集ス

第七十四條 組合員ハ總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ理事長ニ提出シテ總會若クハ總代會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事長正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間以内ニ總會若クハ總代會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ請求者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スル事ヲ得

第七十五條 總會若クハ總代會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ會議ノ目的タル事項日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ各組員合ニ通知シテ之ヲ爲ス

第七十六條 總會若クハ總代會ハ理事長ヲ以テ議長トス理事長事故アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス

監事又ハ第七十四條ノ請求者ノ招集シタル總會若クハ總代會ハ之ヲ招集シタル者ヲ以テ議長トス其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

總會若クハ總代會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムル事ヲ得

第七十七條 總會若クハ總代會ノ決議ハ法令又ハ定款ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外總組合員若クハ總代員ノ半数以上出席シ其ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七十九條 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス總代員ノ總代會ニ於ケル場合モ亦同ジ

第八十條 總會若クハ總代會ノ議決權ハ議長之ヲ作成シ少ナクトモ左ノ事項ヲ記載シ議長及出席者二名以上之レニ記名捺印スベシ

一、開會ノ日時及場所

二、組合員數若クハ總代員數及其ノ議決權總數(以下略)

第八十一條 理事會ニ於テハ定款ニ別段ノ定メアルモノ、外左ノ事項ヲ議決ス

一、總會若クハ總代會ニ提出スベキ議案ノ審査

二、略

第八十四條 理事長ハ每事業年度ノ終リニ於テ左ノ書類ヲ調製シ通常總會若クハ通常總代會ノ會日ヨリモ少クトモ一週間前ニ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フ

一、略

第八十五條 監事前條第一項ニ掲ゲタル書類ヲ處理シタルトキハ遲滯ナク之ヲ監査シ意見書ヲ附シテ之ヲ理事長ニ送付スルコトヲ要ス理事長ハ前項ノ書類及監事ノ意見書ヲ通常總會若クハ通常總代會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ム

第九十二條 前條ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ少ナクトモ每事業年度開始ノ日ヨリ二箇月前ニ總會若クハ總代會ニ於テ之ヲ議決ス

前項ノ議決ハ總組合員若クハ全總代員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲ス

第一百條 本定款ヲ變更セントスルトキハ總會若クハ總代會ニ於テ總組合員若クハ全總代員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ議決ス

第十三章 總代

第一百四條 本組合ニ總代ヲ置ク

第一百五條 總代ノ定員ハ二十五名トシ組合員ヨリ之ヲ選舉ス

第一百六條 理事長ハ選舉期日五日前迄ニ選舉會場投票ノ日時及選舉スベキ總代員數ヲ組合員ニ告知スベシ

第一百七條 理事長ハ選舉長トナリ選舉會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

理事長ハ組合員中ヨリ二人乃至四人ノ選舉立會入ヲ選任スベシ

第一百八條 總代ノ選舉ハ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行ヒ一人一票ニ限ル

組合員ハ選舉ノ當日投票時間内ニ選舉會場ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票用紙ノ交付ヲ受ケ
自ラ選舉人名ヲ記載シテ投票スベシ

第九條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一、組合ノ定メタル用紙ヲ用キザルモノ
 - 二、被選舉人ノ何人ナルカヲ確認シ難キモノ
 - 三、投票中被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ
- 但シ職業住所商號又ハ敬稱ノ類ハ此ノ限リニアラズ

第十條 投票ノ効力ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決定ス

第十一條 選舉ハ有効投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス

但シ總組合員數ノ二十分ノ一以上ノ得點アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ其ノ得點同數ナルトキハ年長者ヲ採リ其ノ年齢同ジキト
キ及同點者中法人アル場合ハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第十二條 選舉長ハ選舉録ヲ作り選舉ノ顛末ヲ記載シ立會人ト共ニ之ニ記名捺印スベシ

第十三條 當選者決定セルトキハ理事長ハ直チニ當選者ニ通知スベシ

第一百十四條 總代ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハザルトキハ不足數ニ付更ニ選舉ヲ行フベシ

第一百十五條 總代ニ選舉セラレタル者ハ正當ノ理由アルニ非レバ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第一百十六條 總代ノ任期ハ三ケ年トス

第一百十七條 總代ノ定員四分ノ一以上ノ缺員ヲ生ジタル場合ハ補缺選舉ヲ行フ

補缺ニ依ル總代ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

定 款 變 更 理 由 書

一、第五條乃至第四十九條（七條項）

本組合ハ輸出向電球ノ受託製造ヲ業トスルモノガ日本電球工業組合聯合會ニ屬スル工業組合ヨリ
一手ニ註文ヲ引受ケ之ヲ一手ニ販賣ス可ク認可セラレタルモノニシテ認可ト同時ニ東京輸出電球
工業組合ト右ニ關スル團體取引ヲ商工省指導ノ下ニ前後三回ニ亘リテ商議セルモ遂ニ不調ニ終リ
タルヲ以テ差當リ日本電球工業組合聯合會ト協定シ組合員ヲシテ聯合會ノ行フ製品検査ヲ經テ自
由ニ販賣セシムルコト、シ組合組織ノ強化ヲ俟ツテ共同販賣其他ノ統制ヲ行ハントス
依ツテ組合員ハ一般製造販賣ヲ營ムヲ以テ資格ヲ變更シ組合ハ必要ニ應ジ所期ノ統制ヲ圖ルベク

本條文變更ノ認可ヲ申請スルモノナリ

二、第五十八條

本組合ハ組合員二百數十名ニ上ルヲ以テ理事ノ分擔用務甚ダ多ク且製品種ハ夫々専門化シ組合員ノ業態亦錯綜セルヲ以テ現在理事ノ員數ヲ以テシテハ廣汎ナル智識用務ニ對シ往々手不足ヲ生ズル嫌アリ依ツテ四名ノ増員ヲ圖ルモノナリ

三、第七十條乃至第百條及第百四條乃至第百十七條

當組合ハ地區廣汎ナルコト組合員二百五十名ヲ算シ未ダ共同動作ニ對スル訓練行届カザルコト及組合員ノ多クハ直接現場監督若クハ作業ノ一部ヲ擔任セル事等ノ爲メ總會出席者及委任狀提出者少ナク招集ノ都度尠カラザル手數經費ヲ要シ事業進捗上圓滑ヲ缺キ易シ依ツテ總代制度ヲ設置シ之ガ缺陷ヲ補ハントス (以上)

昭和十一年三月二十六日

關東電球製造工業組合

(註) 定款ハ其後十三年三月七日ノ臨時總會ニ於テ再變更ノ結果、冒頭第五條ハ『本組合ハ地區内ニ於テ電球ノ受託製造ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス』ト改メラレ輸出電球ニ限リタル門戶

ヲ開放更ニ一般内地向球製造業者ノ加入ヲモ歡迎スル事トナツタ

統 制 規 定

第一章 總 則

第一條 輸出電球ノ生産並ニ販賣ノ統制ハ定款ニ規定シタルモノヲ除ク外本規定ニヨリ之ヲ行フ

第二條 定款第三十八條ノ統制證紙ハ赤、青、黃、綠、紫、黒、ノ六色トシ電球ノ包裝、紙器毎ニ之ヲ貼布ス

第二章 生産調節

第三條 本組合ハ定款第四十二條ニ依ル昭和九年九月末日ニ於ケル各組合員ノ製造設備ヲ警視廳工場許可證ニ據リテ認定シ製品、種目、従業員數及現業ノ狀況ヲ參酌シテ割當比率ヲ定ム、但シ昭和九年九月末日後ニ許可セラレタル組合員ニ對シテハ許可ノ日ニ於ケル製造設備ニ依リテ認定ス

第四條 前條ノ割當比率ハ品種別各部門協議會ノ審議ヲ經テ理事會ニ於テ之ヲ決定シ其ノ比率ニ按分シテ割當製造セシム

第五條 組合員ニ對スル生産數量ノ割當ハ一ケ年ヲ上半期(自一月至六月)下半年(自七月至十二

組合の基調漸次確立す

月)ノ二期ニ分チ、毎年一月及七月ノ一回過去六ヶ月間ニ於ケル各組合員ノ検査合格數量ヲ基準トシ理事會ニ於テ決定シタル割當比率ニ依リ之ヲ行フ

第六條 前條六ヶ月ノ検査合格實數ガ割當數量ヨリ超過シタル組合員ニ對シテハ其ノ超過數量ノ五割ヲ合格數量ニ加ヘ割當數量ニ達セザル組合員ニ對シテハ其ノ不足數量ノ七割ヲ合格實數ニ加フ

第七條 生産割當順位ハ品種別部門協議會ニ於テ左記各號ヲ斟酌シ査定シタルモノニ基キ理事會之ヲ定ム

一、調査表ニ依ル製作希望

二、作業豫定申告書

三、技術並ニ設備ノ適否

四、其他

第八條 本組合ハ定款第四十三條ニ依ル註文ガ總割當數ヲ超過シタル場合其ノ過剩數ハ組合ニ保留シテ追加割當ノ希望ニ應ジ部門協議會ノ審議ヲ經テ之ヲ割當ツルモノトス

第九條 組合員ハ割當ラレタル數量ヲ期限内ニ滿スコト能ハザルトキハ餘裕アル組合員ニ代理製造セシメ期限内ニ責任數量ヲ完納スベシ

第十條 定款第四十三條ニ依ル註文數量ガ前期ヨリ減少シタルトキハ其ノ不足額ヲ一定ノ割當ヲ以テ按分控除シ各組合員ニ對スル生産割當ヲ定ム

第三章 共同販賣ノ強制

第十一條 製品ノ取引先ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 本組合ノ引受タル註文品ノ割當ニ付キ組合員ニ通知ヲスル場合ハ其ノ品種別製作條件及納期ヲ記載シタル書面ニ依リ之ヲ定ム

第十三條 本組合ハ組合員ノ納期遅延ニ因リ損害ヲ蒙リ又ハ取引先ヨリ損害賠償ヲ請求セラレタル場合ハ理事會ノ議決ニヨリ其ノ組合員ニ對シ損害額ノ一部又ハ全部ヲ負擔セシムル事アルベシ

第十四條 製品ノ代金ハ定款第四十五條ニ依リ收納シタル販賣代金ヨリ左ノ各號ノ金額ヲ控除シテ之ヲ支拂フ

- 一、定款第四十八條ノ販賣手数料
- 二、定款第四十九條ノ材料代金
- 三、前號ノ材料購入手数料
- 四、其他ノ立替金

組合の基調漸次確立す

第十五條 前條ノ製品代金ノ支拂ハ毎月二回トシ十日締切ノモノニ對シテハ十五日ニ、二十五日締切ノモノニ對シテハ三十日ニ現金ヲ以テ之ヲ支拂フモノトス

第十六條 組合員ノ過失怠慢ニ基ク檢收遅延ノ場合又ハ納入先ノ代金支拂條件ニ依リテハ販賣代金收納後支拂フモノトス

第十七條 檢收不合格若クハ註文條件ニ適合セザル檢收不合格ニ依ル損害ハ當該組合員ノ負擔トス

第十八條 定款第四十六條ニヨリ組合員ガ組合ニ納入セル製品ニシテ構造、性能ノ缺點甚ダシク取

引先ニ對シ納入困難ナルモノ又ハ本組合ノ信用ニ關スルモノハ直チニ之ヲ其ノ組合員ニ通知ス
前項不良品ノ處置ニ關シテハ理事長ノ決スル處ニ依ル

第四章 材料共同購入ノ強制

第十九條 材料ノ購入先ハ部門協議會ノ議ヲ經テ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 材料ハ定款第四十九條ニ依リ註文ヲ引受ケタル製品ノ種類數量ニ應ジ理事長之ヲ購入ス

第二十一條 材料ノ共同購入ニ付テハ購入價格ノ百分ノ二ノ手数料ヲ徴收ス

附 則

第一條 本規定ノ實施ハ必要ト認メタル品種ヨリ之ヲ行フモノトス

第二條 品種ニヨリ特ニ必要ナル事項ハ別ニ施行細則ヲ設ケテ之ヲ行フモノトス

制定理由書

本組合ハ定款第五章第三節ノ條件ニ依リ必要ニ應ジ統制事業ヲ行フモノナリ。

當該條文ニ依リ統制ノ原則的方法ヲ明示セルモノナリト雖モ、之ガ運用ニ當リテハ更ニ廣汎ナル取締規定ヲ必要トスベキヲ以テ定款第三十六條ニ依リ本規定ヲ制定スルモノナリ、本組合員ハ専ラ小資本者ニシテ小ハ職工五、六名ノ家内工業ヨリ稀ニ數十名ノ從業ヲ擁スル工業組織ノ營業者アリ其ノ製品亦區々ニシテ豆球ヨリ家庭球ニ至ル迄數種數十目ノ種類ニ分レ主トシテ仲介業者ヲ經テ個々ニ取引セルヲ以テ往々ニシテ生産過剩ト價格ノ亂高下ニ陥リ漸ク擡頭セル輸出電球工業モ其ノ實體ニ於テハ寒心スベキ没落過程ヲ示シツ、アリ

本組合設立ノ主眼ハ共同販賣ニ依ル正當價格ノ維持ト技術統制ニ依ル粗製品ノ防止トニアリシニ鑑ミ去秋九月對電工聯トノ關係ヲ調和セラレタルヲ契機ニ急速ニ統制事業ノ實現ヲ期スルモノナリ然レドモ廣汎ナル業態ニ對シ一齊ニ之ヲ斷行スルハ極メテ難事ナルヲ以テ實行シ易キ品種ヨリ漸進的ニ強化セントシ先ヅ以テ中型變形電球製造業者(約二十五名)ニ依リ共同販賣數量調節ヲ實現セントス

勿論本規定ノ制定ハ單ニ中型變形電球ノ統制ニ限ラス今後各種電球ノ統制ニ對シテモ共通的ニ適用サルベク定メラレタルモノナルヲ以テ各品種商品ノ特性ニ依リ本規定ノ趣旨ニ基キ更ニ内規ヲ以テ必要ニ應ジ規定スベキモノナリ

昭和十一年三月二十四日

關東電球製造工業組合

支 部 規 定

第一條 本組合ニ左ノ支部ヲ置ク

- | | | |
|-----|------|----------------|
| 第一部 | 大森支部 | 大森、蒲田兩區 |
| 第二部 | 大井支部 | 品川區舊大井町一區 |
| 第三部 | 品川支部 | 品川區舊品川町一區 |
| 第四部 | 大崎支部 | 品川區舊大崎町一區 |
| 第五部 | 中延支部 | 荏原區中延町、上、下兩神明町 |
| 第六部 | 戶越支部 | 荏原區戶越町、小山町 |

第七部 目黒支部 目黒、世田ヶ谷兩區

第八部 澁谷支部 澁谷、芝兩區

第九部 淀橋支部 赤坂、麻布、淀橋、中野、杉並、四谷、牛込七區

第十部 本郷支部 下谷、本郷、豊島、瀧野川、板橋五區

第十一部 荒川支部 荒川、城東、本所、深川四區

第二條 支部地域内ニ在住スル組合員ハ該支部ニ屬スルモノトス

但シ理事會ノ承認ヲ經テ其ノ在住セザル地域ノ支部ニ屬スルコトヲ得

第三條 各支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長 一名 副支部長 一名 支部委員 若干名 支部相談役 一名

第四條 支部長及ビ副支部長ハ理事會ノ決議ニヨリテ之ヲ任免ス

支部委員ハ支部長之ヲ任免ス

支部相談役ハ理事會若クハ監事ヲ以テ之レニ充ツ

第五條 支部役員ノ任期ハ選任ノ年ノ通常總會ヨリ翌年ノ通常總會迄トス

但シ後任役員ノ就任迄ハ前任役員ニ於テ引續キ其ノ事務ヲ執行スベキモノトス

組合の基調漸次確立す

第六條 理事會ニ於テ支部長及副支部長決定セラレタルトキハ其ノ結果ヲ理事長ニ通知シ理事長ハ之ヲ通常總會ニ報告スルモノトス

第七條 支部長ハ支部ヲ代表シ其ノ事務ヲ統轄シ理事會ノ決議ヲ遵守シ部内ノ融和統制ヲ圖リ支部間ノ協調ヲ保ツベキモノトス

第八條 支部長ハ必要ニ應ジ支部役員會ヲ開催シ支部事業執行ノ要綱ヲ決議ス

第九條 副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アルトキハ代理ス支部委員ハ支部長ヲ補佐シ支部事務ヲ處理ス

支部相談役ハ支部ニ關スル重要事項ノ商議ニ參與ス

第十條 支部ノ經費ハ本部ヨリノ交付金其ノ他ヲ以テ支辨ス

第十一條 本規定ヲ變更セントスル時ハ全支部長三分ノ二以上ノ同意ノ上理事會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十二條 本規定ニ定メザル事項ハ凡テ本組合定款及細則ニ準據スルモノトス 以上

陳 情 書

商工中央金庫ヲ速カニ設立セラレ度シ

我が國民ノ中堅階級タル中小商工業者ガ學ケテ經營ノ困難ヲ愬フル愁聲ハ普ク朝野ノ耳朶ヲ強打シツ、有之其ノ救濟策トシテ曩ニ商業、工業、輸出組合法ハ實施セラレ既ニ設立ヲ見タルモノ一千五百組合ニ及ビ候然ルニ各組合ヲ通ジテ其ノ事業經營ニ當リ最大ノ障礙ヲ爲スモノハ金融ノ梗塞ニシテ之ガ打開ノ途ヲ講ズルニ汲々タル現状ニ有之候。而シテ之ガ對策トシテハ商工中央金庫設立ノ外無之事ヲ確信シ切ニ其ノ實現ヲ翹望シ來リタル處茲ニ全國商業、工業、輸出組合ハ相携ヘテ其ノ設立期成ヲ當局ニ懇請スル次第ニ有之候。商工中央金庫ニシテ設立セラレンカ既成各組合ハ自治目營ノ上ニ深甚ノ援護ヲ享受シ事業ハ驀然トシテ發展スルト共ニ未組織ノ中小商工業者モ亦組合設立ニ邁進シ茲ニ全國ノ商業、工業輸出業者ヲ擧ゲテ當局ノ公正ナル産業政策ニ包含セラレ政府ノ善政ヲ謳歌シ結束ヲ鞏固ニシ統制ヲ嚴守シ經營ヲ合理化シ吾ガ國産業ハ爲ニ發展シ國富ハ爲ニ増進スルニ至ルベク候。右實狀ヲ具シテ其ノ設立實現ヲ期セラレ度惓願致候

右謹而陳情候也

昭和十年十月

關 東 電 球 製 造 工 業 組 合

代表者 安 田 一 郎 印

組合の基調漸次確立す

大藏大臣 高橋 是清 殿

第十四節 組合財政漸次逼迫し

役員之苦惱日に募る

出資金拂込を怠る組合員多数に上り

整理 肅清の議 擡頭す

定款の改正も、統制規定の制定も、畢竟は木工組最奥の目的たる中、小メーカーの脚地を安固にして漸次國産電球業界の全一的統制を促進仕様とするワキ役的の工作で、然も其のシテたる可き電工聯側からは宛然業界の鬼子でもあるかの如く異端視されたのだから叶はない。然し木工組の幹部役員諸氏は能く此の誤解と猜視と、之れに伴ふ酷遇とに堪へ忍んだ。而して對外的に組合員の福祉増進に献身的活動を續くると共に、組合内部に對しても専心其の統率と鼓舞作興とを忘れなかつた。其の爲依然として不屈の意氣を以て『検査の平等』を高調して對電工聯運動を持續し然らずんば二割増検査料

の半額を組合へ割戻せと主張し、且つ既記の如く販路の獲得並に對英電球輸出組合からの自由直接受註をも要求した。それと共に製品價格の安定を確保すべく販賣統制避くべからずとして結局直屬の販賣社創設をも思ひつゝいた。是等の活動は前述の如く十年から十一年に亘つて續けられたが恰度十年十一月十三、四兩日にかけて、神戸市で國産品の『見本展示會』が開催されたのを幸ひとして『一つ日本の純國産電球メーカーの製品が如何なる眞價を有するか示してやろう』と云ふので木工組でも代表的製品の出陳を勸説した結果。

芹田、唐鎌、大倉、野本、松橋、押野、米山、斗南、

以上八製作所が振つて其の製品を出品し、神作理事、芹田監事の外押野、大倉兩氏が委員として出張し、名刺、カタログ、説明書を配布して大いに宣傳之れ力めた甲斐があり、有力な貿易業者からは熱心な質問に接し、二十五商館からも商談の交渉が起ると云ふ次第で即賣八百五拾圓商談貳萬圓に及び會終了後の十五、六兩日は等商館を歴訪して商談を進めた結果頗る好成绩を収めたので、其後の見本品製作の爲め、経費は組合の負擔として

家庭球（ガス入）

唐鎌理事

同（真空球）

芹田監事

組合財政拮据、役員苦惱す

組合財政拮据、役員苦惱す

一八二

大型変形球及中ベース物

齋藤理事

自動車球

唐鎌、大倉兩理事

トンガリ球

佐久間理事

豆球

押野委員

右六氏を其の係りに擧げた。而して引續いて横濱で開かれた同様展示會に於いても等しく好成績を擧げた。

海外直取引を呼掛く

之等の成績から本工組は、進んで奔走努力を厭はぬ以上独自の販路を開拓する事不可能に非ずとの所信を固めたが、恰度直後、對英輸出組合との自由受註も承認されて茲にも一活路が開けた。其處で此の機を外すなど大々的に四方に呼び掛ける事とし、既に十月十日

拜啓 貴店益々御隆昌奉賀上候

陳者昨秋都下三百の輸出向電球製造業者は、問屋側の組織せる日本電球工業組合聯合會の獨占的措置に慄らず純製造業者のみの大團體の結成によつて之が是正を目指し内外幾多の難關抵抗を排して



組合財政拮据、役員苦惱す

今年三月十三日、早くも工業組合の認可を得るに至り申候

當時業界の注目を引ききたる問屋側との團體取引商議は、問屋側の利益と相容れず、遂に不調に了りし結果製造業者は却て宿志の検査權を獲得するに到り、去る九月十五日より、工聯組合員同様に省令検査を受けるの自由を與へられ、永年下積とせられし製造業者は茲に漸く擡頭の氣運に邂逅仕候

御案内の通り、當組合は本邦輸出電球の九割以上を製産し、豆電球は勿論、自動車球、家庭球に至るまで、全種類を網羅し、現二百四十八名の組合員を、品種別に五専門部十二班に分ち、地域別に十一支部に劃し各専門委員、支部委員は、需要の緩急に應じて、納期の敏速。數量の調節、技術の連絡統一等に

夫々の任務を分掌し、縦横之れが組織化を圖りて個々業者の缺陷を補ひ、連衡して製造家自らの一
大間屋を結成仕候

如上の實勢と内容を以て、今後當組合の責任に於て直接御用命に應じ得可き用意既に相備ひ申
候間何卒應分の御援助と御指導を賜はり度奉懇願候

尙組合員の營業は従前に變りなく、検査の自由に依りて一段の便宜を得、且つ個人にて力至らざ
る所は組合に於て背後の援護を致すべく候間引續き御愛顧に預り度併せて御依頼申上候

何れ代表理事親しく参禮御挨拶旁々御高説拜聽願上度候へ共、不敢取書中を以て御披露申上候

東京市澁谷區神山町四五

關東電球製造工業組合

組合ノ履歷書

- 一、名 稱 關東電球製造工業組合
- 二、事務所 東京市澁谷區神山町四十五番地
- 三、目的 輸出向電球工業ノ發達ヲ圖ルタメ共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 四、地 區 東京府一圓

五、設立認可 昭和十年三月十三日

六、出資ノ總口數 二百四十七口

七、出資總額 壹萬貳千參百五拾圓

八、役員及委員 理事九名、監事二名、支部長十一名、専門委員三十八名

内譯 豆球部 二〇名、トンガリ球 六名、自動車球 四名、大型變形球 四名、家

庭球四名、

九、組合員ノ生産力 昭和九年九月現在の實勢 二億九千三百十五萬個

昭和十年三月現在の實勢 二億五千八百八十五萬個

(但シ内二割ハ内地向生産ノ見込)

右之通り

なる堂々たる大印刷物を横濱、神戸兩港は勿論、全國の貿易關係方面其他に配布し極力販路の獲得
につとめた。

フレイム球の共販實行

處で組合では受註の一手引受け、製品の共同販賣を實行するにも何より組合内の統制が先決問題な

組合財政汚濁、役員苦惱す

ので、役員連は始終之れを顧念し、統制委員の第一回會合を澁谷區第十二部町會事務所を借受けて十月二十一日午後一時から開催し

(一) 組合販賣部の活動に付いて

(二) 標準價格の決定

(三) 受註の配分及集荷方法

(四) 共同販賣の品種、方法の具體案

等を凝議して頻りに其の結實を急いだ。それで第一に具體的に共販の議に上つたのはフレーム球であつた。

フレーム球は木工組としては最初の扱ひであつたし、之を組合として受註し、組合員に割當て製作し共販にすると云ふのは組合に取つて重大な責任のある仕事であつた。それで十一年早々から役員連は之に就て種々肝を煎つたが、兎に角中型變形球共販部なるものを設けて之に關する諸般の事務に執掌する事となり、フレーム球の製作者に對し、各般の注意をすると共に試験も特に嚴密に施行すべき旨を傳達した。而して當時組合内の生産者二十四名(外に分工場四)の生産能力を調べるやら、割當を熟議するやら、懇談會を開催するやら、全體會議を開くやらして、問屋に對する態度を先づ一決し、

實行、統制兩委員をも特に選任し、齋藤、唐鎌兩氏を始め各理事監事も協力委員として之に力を合せ而して共販を實行すべく決した。

斯くする中に四月二十三日午後三時頃突始電工聯の検査所に於いて木工組々合員製品の検査を中止したと云ふ事件が起つた。早速役員連が駆付けて調べて見ると

組合員中二、三名の検査料納入が滞つた爲め、同月十五日電工聯に支拂ふ筈であつた検査料を一週間ばかり待つて呉れる様に豫め組合から工聯の係員に談合して其の諒解を得てあつたのだが、工聯係員と會計係との間に行き違ひがあつたものか、如此出し抜けに検査を停止するに到つたので即座に延滞の検査料を取揃へて工聯へ支拂ひ四時過ぎには再度支障なく検査が受けられる様に成つたが、木工組側から云はすると、如何に定規上、支拂延滞の場合は検査を中止する事あるべし、と規定はあつても、瘦せても枯れても儼乎たる工業組合であり、加之、電工聯検査所にとつては隨一の上得意たる木工組々合員の製品検査を、一週間位支拂が遅れたからとて全然無警告で突如中止すると云ふが如き暴を演ずるのは、畢竟電工聯の非常識と云ふよりは寧ろ其の優越感よりせる侮蔑的處置なりとして痛憤措く能はざるものがあつた。

組合財政連月赤字

然し退いて考へると之れ畢竟、『組合に金が無いからである』實に組合の金庫は當時空乏の極に達してゐた。と云ふものは、如此検査料の滞納者さへある位であるから、それより、組合の出資金未納者は、創立直後から夥しい數であつた。成程組合結成當時に於いては、同志會時代からリーダー連の果敢な闘争に『自分等の向上發展の爲め前途を開いて呉れる』と信じて兎に角共鳴したと見へ、二百四十七名と云ふ多數が加入を承諾し、一口五拾圓、加入金五圓、第一次拂込金拾貳圓五拾錢の出資口數も二百二十一口、金額壹萬壹千五拾圓の申込はあつたが、扱て所定の期日迄に拾七圓五拾錢の拂込を了したものは合計貳千五百六拾七圓五十錢、恰度全組合員の五分ノ一にしか達しなかつた。處が最初の程は、幹部役員連は『永らく窮境を潜つて來たのだから無理はない、然しお互ひに多年待望し切つた工業組合を結成し向上發展の光明の道へ飛躍し得たのだから、組合員も其中何とかして出資金だけは拂込むであらう』と寧ろ同情の念を以て其の延滞を見送り、追つけ引つけ拂込を督促しながらも期日を再三、再四、延期して可成加入申込者一人残らず出資を果してくれる様にと待ち望んだ。處が、事務所其他の諸經費を合算すると、如何に經濟に賄つても一ヶ月貳百五拾圓は掛るのに、組合の

収入は結局統制手数料の約百圓前後しかない。創立費に第一回の拂込金は殆んど三分の一以上が消へて居るし、爾後月々收支は均衡を失するばかりか、其の中は益々大きくなる。如何に督促しても多數の組合員が拂込まないのだから仕方がない、止むなく役員連が五拾圓宛を出し合つて組合へ貸付け諸經費に充てる事としたが、之れとて長く續く筈はなし、組合は日に／＼財政難が深刻に成るばかりであつた。

出資金未納の組合員

過半に上る組合員がアレ程工組の結成を要望しながら、イザ組合が生れたとなると打つて變つて全然關心も持たないかの如く、更に組合を支持して行かうといふ熱意、誠意を持たない事が創立後早くも幹部役員の内胸に反映したので、安田理事長が身邊激忙の故を以つて理事長代理を囑された理事松永龜藏氏は最も痛切に之を感じ、『コンナ事では折角の工業組合も有名無實化しお祭騒ぎに終つて了つて天下の物笑ひとなるかも知れない、之れは一つ思ひ切つて引締めなくてはなるまい』と早くから心を痛め、四月初旬役員懇談會の席上で

同業者年來の宿望が叶つて、工業組合は斯く誕生し、向上發展の途が開けたのに、多數組合員は却

つて組合に對する態度が冷却したかの觀がある。組合は今生れたばかりで、一切萬事新規にやり始めなくてはならず、何事につけても經費の掛る事は知れ切つて居る。然るに組合員の多數が斯の如く出資金納入を怠るのは恐らく組合に對する認識が缺けて居るからであらう、つまり最初組合に加入の判を押して、多數の顔で組合創立の形式さへ整へば後は皆が何とかやつてくれるであらう、費用などは他の組合員が拂つてくれるであらうし、組合の得る權益は自分等の方にも廻つて來るであらう位の虫の宜い他力本願式果報は寢て待ての横着な量見から斯様云ふ結果を來すものと思はれない。ソナナ組合員を何百人集めた處で何にもならぬ。組合の機能を發揮し、組合員の福祉を増進するのは畢竟施設と活動如何の外はない。而して何方も何より先に金が必要だ、それが出來なければ組合は組合たる價值がない、つまり有名無實となる。創立以來多數組合員の組合に對する認識を見て居るのに、全然誠意がない。加入口數の出資金すら拂込まないで居ながら、検査料平等や製品共販の利益だけは享受仕様などと云ふ虫の良い量見があるべき筈のものではない、飛んでもない不所存極つた量見と云ふ可しである。ダカラ、商工省、東京府、電工聯等が、當組合の内狀を憶測して、實際に統制がとれて居らず、検査料の平等などは毛頭其の必要がない組合員が多數であると見て居るらしい。之等の組合員は組合創立の使命や、精神などは更に不關焉で、只運動の經過報

告ばかりを聞き度かる。それと云ふのは組合の名に依つて得られた權益ばかりを共受したいと云ふ淺聞敷い量見があるからである。而も出資金は更に拂込もうとしない。此の如き組合員は寧ろ有害無益の存在だ。雜事業たる業界の統制、検査料の均等も何時かは實現せらるゝであらうと信ずるが其の成果は一般組合員が享受するのであるから、其の組合の維持財源たる出資金は必然組合員が之を負擔支出すべきが當然ではないか、然るに其の負擔は御免だ、利益は享受し度いなどと云ふフザケた量見の組合員を容認して置くのは結局組合を無意義化し、之を紊亂破壊せしむる以外何等の價値はない。此の義務履行を嫌ふ組合員は此の際斷然整理して、組合は其の施設活動を理解し要求し出資金を負擔する組合員に依つてのみ維持さるべきである。コレハ勿論總會で決議遂行されねばならないが先づ吾々役員が篤と熟考すべき重要問題であると思ふ。勿論出資金を滞納して居る人々の中には萬止むを得ざる事情の人々もあるかも知れない又次第に正しい認識を取戻す人々もあるかも知れない、ダカラ苦しい組合の現在から之れを整理しても、後になつて再度加入の熱意を生じ、又其の責任を負擔し得ると見据がついたなら之れに優先權を與へるのもよいではないか

と端的直截に斯問題に對する所見を吐露したが、箴言空しからず其後の經過は氏の云つた通りとなつた。勿論他の役員諸君も歸する處氏と同意見で不良組合員は早晚之れを整理する外なし、とするの

に意見は一致してゐた。勿論出来得るだけは其の反省と、組合に對する責任感喚起に力め様と云ふ事になつたが、何分之が爲めに創立登記も遅れ勝ちになるので役員連の氣の焦れ方は一方ならぬものがあつた。實に此の出資金未拂込の似而非組合員を思ひ切つて除名、整理し、外觀、内容共に遺憾のない現工組に更生したのは爾後殆んど二年も経つてからで、折角半年かの血と汗とを流した結果、漸く産聲を聞いた組合の誕生早々早くも其の肅清を覺悟しなくてはならなかつた幹部役員諸氏の苦惱を察すると全く同情に餘りがある。

斯る次第で組合の財政は日に／＼逼迫する、役員の特寄り、用立て金も焼石に水で左様長くは續かない。仕方がないので、借入金で一時を賄ふ外はない。安田理事長と松永理事長代理が如何に此の當時苦心したか想像すべしである。出資金拂込は（加入金五圓第一回拂込金拾貳圓五拾錢、計金拾七圓五拾錢）最初十年四月五日を期限としたが更に同月十五日に延期しても一向手答へがない、爾後の役員會は毎回此の出資金問題が主要な題目となつたが、結局拂込期日を延ばし／＼して十二年度に迄成つたのだから役員幹部の温情一意は十二分に之を掬する事が出来る。創立直後から此の有様であつたら、電工聯や東京輸出電球工組側で何となく本工組を輕視する風が絶へず、役員幹部はドレ程切齒したか知れなかつた。

第十五節 運動の結實を收獲

基礎確立に力む

電工聯の検査料二割増で折合ふ

自力更生の聲起る

斯る間にも役員連は更に屈せず奮闘邁進した。東京輸出電球工組への團體契約獲得の交渉も、電工聯への検査料金均等要求も、對英電球輸出組合を始め海外からの受註直接取引も、組合内の材料共同購入、検査、統制工作と共に歩一歩ゴールへ近づいて行つた。其の爲組合員の製品はメキ／＼優良化して電工聯検査場での受検成績は組合創立前とは著しい懸隔を示すに到つた。眞面目の組合員諸氏は益々一致團結の度を強めて製品を作り出すので、組合の統制手数料も漸次増加して行き、組合事業の運営にいくらか助けを得る事が出来た。然し容易にホツとする迄には到らない。幹部役員連は云はゞ手辨當式に私囊を割いて日々の活動費を支辨しなくてはならなかつた。而して東京輸出電球工組に對

する團體契約は同工組員の頭を全然根本から變へない限り、到底不可能だと悟ると共に、今後は電工聯との検査料金問題に主力を注ぎ、條理の上から、數字の上から、是非共検査料は工聯所屬組合員メーカーと均等にせよ、而して同様に半額を割戻せと手強い折衝要求を繰返へした。勿論之れが爲には幾度か商工省當局とも唾み合つたか知れず、直接監督官廳たる東京府へも日參をした。

國營検査所設置要望

本來本工組の電球検査に對する信念は、商工省令を以て検査を勵行する以上、模範的にも又標準的にも、政府が確たる検査場を國營で建設するのが當然で、永久に電球を重要輸出品として其の振興を奨励する責任の上から云つても、一ヶ所位立派な國營検査所を建てるがよい、只、幸に民間に之を建て、其の検査を代行するものがあるからとて、之れをよい事にして放置して居るのが抑々間違つて居る。是非共國營検査所を建てさせ、全業界に對し甲乙なき手数料金を以て、基準となる公正無私の検査を実施させなくてはならぬと云ふのが其の本旨である所から、安田理事長も其の在任中、機會ある毎に此の點を大聲疾呼し續けたが、若し國營検査所が生れると電工聯を始め各會社大工場などの検査場は勢ひ不用に歸して了ふかも知れず、其の爲種々の曰くを掲げて、國營検査所無用論を高調する側

があり既述の通り容易に其の實現を見得ないので、それ所か本工組の獨立検査要求に對してすら極力妨害抑壓が行はれ、遂に之れを斷念するの外なきに到らしめた程で、此の點も行々吾が國産電球業界の一つの痛と云へば云へない事はない。

然し眞理は金石をも透すで、遂に商工省も本工組の主張の正當なる事を認めざるを得ざるに立到り却つて電工聯に諭示して上述の如く『二割増』なる検査料で歩み寄らしむる事としたので、本工組は勿論之れに満足しなかつたが、兎に角省令検査に依つて公平に取扱はれると云ふので電工聯の検査場使用料と諦めて之れに折合つた譯である。此の結果本工組々合員は左記検査料やら保管料を負擔するとなつた。

保管料

一個一日(百個毎に)

家庭球・大型變形球	四	錢
自動車球	八	厘
中型變形球	二	錢
小型變形球	四	厘
自力更生の聲高まる		

自力更生の聲高まる

豆 球 二 厘
空 箱 二十 錢

一九六

(端錢は錢位に切上ぐ)

検査手数料

	普通一個	時間外又は休日	急速	再検査
家庭球・大型變形球	三厘六毛	四厘六毛	七厘二毛	七厘二毛
自動車球	ヘツドライト 二厘四毛	三厘一毛二	四厘八毛	四厘八毛
	テール其他 一厘八毛	二厘三毛四	三厘六毛	三厘六毛
中型變形球	一厘八毛	二厘三毛四	三厘六毛	三厘六毛
小型變形球	八毛四	一厘九毛	一厘六毛八	一厘六毛八
豆 球	六毛	七毛八	一厘二毛	一厘二毛
第一部 豆 球	六 錢		二 錢	
第二部 トンガリ・小型變形球	八錢四厘		二錢八厘	
	百個検査料		統制料	

之に準じて本工組の検査料及統制手数料は

中形球變形球 十八 錢 五 錢

第三部 自動車球 十八 錢 六 錢
テール 十八 錢 六 錢
ヘッド 二十四 錢 八 錢

第四部 フレーム球 十八 錢 六 錢
インター 十八 錢 六 錢
中ベース 十八 錢 六 錢

第五部 家庭球・大型變形球 三十六 錢 十二 錢

右の如くで電工聯側に比較して高率な中にも、家庭球、大型變形球は格段の高額なので其の後取敢へず之れを減額する事にした。だが、何れにしても最低位の豆球ですら之れを電工聯所屬メーカーの夫れに比すると、既記の通り、結局二倍餘の負擔となつて到底同一レベルに立つて海外進出に勵む譯に行かない所から、『検査の平等、機會均等』は本工組絶對の要求主張となつて其の後も不斷の努力が之れに注がれた。而してその爲左の如く『検査平等運動實行委員』が選任され飽く迄之れが貫徹に邁進する事となつた。

△検査平等運動實行委員

- 委員長 安 田 一 郎
- 委員 米 山 竹 次 郎

自力更生の聲高まる

一九七

委員	松永龜藏	同	廣瀬清
同	田中作太郎	同	池田武一
同	金寛太夫	同	押野榮二郎
同	佐久間文二	同	福原晋次郎
同	神作濱治	同	山本鐵治
同	齋藤末松		

製品優良化に専門部員

而して一面組合内の統制を確立せむが爲、豫てから望まれてゐた電球品種別の『専門部員』も左の如く其の顔ぶれが決定し、夫れ々受持部門の製品の優良化のため、支部地區等に關係なく組合員の材料、規格試験等を厳密に調査督勵を依頼した。

△専門部委員

第一部豆球 森田盛雄、高田忠太夫、秋田昌宏、畑野三四次、岩崎藤吉、三瓶勘一、品川豊吉、廣瀬清、大橋榮三郎、池田武一、飯塚辰五郎、押野榮三郎、馬場常市、幅

内七太郎、原力藏、金寛太夫、松橋秀麿、山岸仁作、杉山勝治、嵯峨清枝(廿名)

第二部 トンガリ 大型變形球 多喜竹二郎、小針忠之助、高木正三、野本善次郎、佐田勇太郎、笈二郎(六名)

第三部 自動車球 大須賀丑松、六角市郎、大倉善一、米村桂藏(四名)

第五部 家庭球 其の後に再選

昭和十年から十一年にかけての本工組第二回の定時總會期間前後は兎に角過去の運動の結實を收穫し之を整理して組合の内容を充實する時期であつた。従つて前記各種委員も大肌抜きで其の擔當部門の爲めに活動したが役員諸氏は無論益々熱心に奮闘した。只組合財政の窮迫は依然たるものがあつたが、兎に角昭和十年度總會で加入金も増額される等で幹部もいよゝゝ綱規肅正の肚を堅めたのを感じさせる。而して増員理事及び其の補充は其の後

石塚利助、齋藤末松、芹田清松、佐久間文二、田内川龜之助、山岸仁作、大倉善一、古家久藏、廣瀬清、田中作太郎

氏等が擧げられて陣容も整備した。時しも滿洲事變後で、英、米を始め世界列國の日本の大陸進出を妬忌する反日感情は日に濃厚となり、其の間に乗ずる人戦派の煽動や、分けてG・Eの執拗なる日本電球排撃策は、先づ米國に於けるボイコットの氣分を蘊釀せしめ、さしも『洪水の如く氾濫』する

と迄云はれた輸出電球の海外賣行は日に月に減退萎縮しかけて、左らでも夏枯れを歎ずる十一年盛夏の候の近づくに彼ひ木工組員は特に不況を痛感せざるを得なかつた。其の爲め次第に組合内には國營検査、電工聯の機構改革等の要求と共に『自力更生』の聲が澎湃として立昇つて來た。

自力更生は抑々木工組結成の最奥の動機で今更事改めて之れを強調するのも變なものだが、輸出の不振で、漸次組合員の頭上に掩ひ被さる黒雲を振ひ除け度いが餘り、期せず、之れが特に高調され標語と成つたものと見へる。斯かる折しも早くも一年は過ぎ去つて十一年五月三十一日五反田の大崎信用組合樓上に於いて第二回の定時總會開催となつた。即ち

- 一、昭和十年度事業報告承認ノ件
- 二、昭和十年度會計決算承認ノ件
- 三、監事定期改選ノ件
- 四、理事補充及増員ノ件
- 五、住所不明者等除名整理ノ件
- 六、統制強化ノ件
- 七、借入金ノ件

右各案件を附議し、スラ／＼と孰れも可決されたが、此の結果監事の後任には

池田 武一、 神山 惠夫

兩氏が安田議長の指名で當選、理事の補充と増員は後日議長より指名、通報する事となり、組合員中居住を轉じて不明な者や定款第十二條第一項に該當する者の除名處分は一應其の反省留意を促して一ヶ月間の復活猶豫期間を置き、而して之を處分する事に決定。統制強化は畢竟製作販賣を一貫する統制を確立せむが爲め、先づ既記の如く中型變形球の共同販賣を實行し、順次他の品種にも及ぼして行かうと云ふので、田内川氏から詳細經過の報告が有り、満場一致で之も賛成可決された。而して借入金は三萬圓迄を限度として、借入先は理事の善處に任せられたので、大藏省預金部に、十一年度の組合事業資金として、三ヶ年据置、昭和二十一年五月迄に年賦償還の條件で右金額の借入を申込んだ

輸出球の不振頗る顯著

當時の組合の狀勢を其の説明書に就て見るに『昭和九年度末期より朝鮮移出が續き、全面的拔賣が流行して來た。業界に連絡と協調がないのに徒らに統制を強ふる爲め、組合と組合との摩擦で組合内部の機構は脆弱ならしめられ、業者は亂立して無統制時代と相去る速からざる現状で、業界には不當

の競争やら、ダンピングやらが行はれ、価格は低落する一方でメーカーは不知不識粗製濫造に陥り取扱商人は新規工場を漁つて益々生産過剰を誘發して居る』とて輸出球の花形トンガリさへ十二月以來生産過剰で商館渡して二割、工場渡して三割もの値下りを來し、且つ三月迄に既に次期の需要額の大半を輸出して居るし、來る六、七月頃からは非常な沈衰が見舞ふかも知れないと憂懼して居るが、果然同年頃から、列國のプロツク經濟化に先づ制扼されて輸出電球界は益々不況に陥つた。尙此の十年頃の組合の想定生産能力は

家庭球	八、〇〇〇、〇〇〇個	四〇〇、〇〇〇圓
自動車球	一〇、〇〇〇、〇〇〇個	二五〇、〇〇〇圓
中型變形球	一五、〇〇〇、〇〇〇個	四〇〇、〇〇〇圓
小型變形球	一五、〇〇〇、〇〇〇個	三五〇、〇〇〇圓
トンガリ	六〇、〇〇〇、〇〇〇個	六〇〇、〇〇〇圓
豆球	一二〇、〇〇〇、〇〇〇個	二一、〇〇〇、〇〇〇圓
計	一三八、〇〇〇、〇〇〇個	四、〇〇〇、〇〇〇圓

即ち個數合計二億三千八百萬個、價格に於て約四百萬圓との事であつたが、價格は前年より殆んど

一割も下落したと云つてある。それで組合の財政は役員懸命の努力で出資拂込は壹萬貳千四百五拾圓に達したが、猶未拂込が九千參百參拾七圓五拾錢から上つて居り、之れが爲に組合の財源は依然として枯渴一方で、是非共何とか括りをつけなくては成らぬ端目に立到つてゐた。其爲め遂に安田理事長も前記の如く除名案を提出するに到つたのであらう。

而して前記の通り夏期に入るに従つて輸出の不振は單價の値下りと共にヒシ／＼と組合員に迫つて來たので、期せず、自肅自戒、以て更生の方法を講ずるより外に仕方なしとの自覺は銘々の胸奥に懐かるゝに到つたが、それには製作、販賣の兩面を通じて一層組合内の統制を強化しなくてはならぬと云ふので、同年九月二十五日矢張り大崎信用組合樓上に於いて臨時總會が招集され、商工省、東京府及び電工聯等に對する倦きざる陳情、交渉の經過が報告され、『國營検査問題より目前本工組最重の要望たる【検査料均等】問題は、當局に於いても其の不正を是正すべき意向である旨の回答を得た』との一條は組合員をして無上の歡喜を感じしめた。尙同臨時總會では組合直屬の販賣會社創設を可決し、組合は可及的經費の節減を計る上から、行々製品の販賣事務は之れを該會社に一任して、組合は検査其他の方面に専ら力を盡そうと云ふ事になつた。

此の間別項フレーム球の共販實行が期せられ該メーカーや委員諸君は連日之れが工作に奔走する、

隨所で打合せや、協議を凝らす、組合は愈々リーダー連永らくの犠牲的活動がボツ／＼實を結んで來るのを收獲して内容充實の工作期に入り掛けたのを思はせた。即ち朝日電球工業所との製品賣買契約の如きも其の一である。

契約書

朝日電球工業所ヲ甲トシ關東電球製造工業組合ヲ乙トシ輸出向電球ノ賣買ニ關シ左記契約ヲ締結ス

第一條 甲ハ輸出向電球ヲ悉ク乙ニ注文シ乙ノ組合員又ハ非組合員タル製造業者若クハ仲介業者ト取引ヲ爲サルモノトス。

但シ特許製品及乙ニ於テ特殊ノ取引關係アルモノト認メタルモノハ此ノ限りニアラズ。

第二條 乙ハ甲ノ發スル注文仕様並ニ條件ニ從ヒ之ヲ乙ノ組合員ニ製作セシメ指定ノ納期及場所ニ納付スベキモノトス

第三條 甲乙間ノ取引價格ハ豫メ標準價格ヲ協定シ海外取引事情若クハ製造事情上變遷ニ應ジ隨時協議ノ上變更スルコトヲ得ルモノトス

第四條 納品代金ハ支拂日ノ二日以前ニ之ヲ締切り毎月十五日及月末日ノ二回ニ支拂フベキモノ

トス

第五條 本契約條項ノ不履行ニ依リ相手方ニ損害ヲ生ジタルトキハ其ノ一部若クハ全部ヲ辨償スル義務アルモノトス

第六條 本契約書ノ有効期間ハ調印ノ日ヨリ向フ一ケ年間トシ契約廢棄ノ場合ハ三ヶ月以前ニ相互協議ノ上之ヲ決定スルモノトス

附記 本契約ハ差當リ中型變形球ヨリ實施ス

昭和十一年九月十八日

電工聯の機構改革要求

是より先、八月十一日夜、大崎信用組合樓上に於いて『陳情報告並自力更生の全員協議大會』が開かれ、七月三十日以来四回に亘り商工省、東京府、各政黨本部、東京輸出電球工組等に對し、改めて『電球國營検査』『電工聯機構改革』等につき極力陳情、運動につとめた經過が役員連より報告され此の問題は電球業界の根本的、革正不可避の問題であるから本組合の生死を培しても飽く迄趣旨の貫徹を期そう

と申合せ、それに随伴して『組合の自力更生』『検査平等飽く迄貫徹』『販路開拓』『資金調達』『品種別専門部會の編成』『日本及對英兩電球輸出組合との折衝注力』等々が熱心凝議され、其の結果役員と支部長の合同會議で人選の上左記の専門部會委員が擧げられた

豆 球 部

▽南部(大森、大井支部ヲ含ム) 福原晋次郎、高田忠太夫、秋田昌宏、山本鐵治

▽中部(品川、大崎、荏原、目黒、澁谷、淀橋支部) 米山竹次郎、押野榮三郎、廣瀬清、長田眞理居

幅内七太郎、大橋榮三郎、

▽北部(荒川、本郷、支部) 山岸仁作、正山玉吉

ト ン ガ リ 部

佐久間文二、古家久藏、高木正三

自 動 球 部

大倉善一、六角市郎、相良芳夫

小 型 變 形 球 部

高橋徳之助、田中作太郎、寛二郎

小 型 變 形 球 部

田内川龜之助、齋藤末松、小西常吉

家 庭 球 部

芹田清松、小川増太郎、森口重太郎

而して此の時先づ三十二名の有名無實組合員に餘義なく除名處分を言渡す事も決定された。處が検査平等の要求に對し商工省でも近來大分關心を深め、電工聯に加盟させ検査權を附與してもよいとの意向を仄かすに到つたと云ふので左の如き宣言書を發して、組合員を鼓舞すると共に、汎く天下に其の主張の骨子を知らしめた。

検査平等運動ニ關スル宣言書

當組合活動ノ基調

創立以來當組合ノ活動ノ基調ハ昭和十一年一月十八日並ニ同年七月三十日ノ一回ニ亘リ東京府及商工省ニ陳情シタ左ノ要旨デアリマス

一、同業者間ノ製品検査料ヲ平等公正ナラシムルコト

一、検査料ニ關係スル割戻シヲ公平ニナスコト

自力更生の聲高まる

陳情ノ形式トシテハ國營検査、電工聯改組等ニモ現ハレテ居リマスガ其ノ主張スル所ハ検査公平
機會均等ノ精神ニ外ナリマセン

吾組合ノ使命

當組合ノ誕生ノ動機ハ製造業者ガ中間商人(問屋)ヲ主體トスル團體ニ營業ノ生死ヲ司ルベキ檢
査權ヲ奪ハレ、生成ノ機會ヲ阻止セラレタ爲ニ大衆運動トナリ其ノ是正ヲ要求シタ結果、方便ト
シテ生レタ工業組合デアツテ解決ヲ見ル迄ハ其ノ根底ニハ絶ヘズ社會問題ノ血ガ流レテ居ルノデ
アリマス

業界ノ禍根

輸出電球工業界ノ根本矛盾ハ何カ
實質カラ云フテモ製造業者ノ工業組合ニ検査權ガ與ヘラレズシテ、商人ヲ主體トシタ疑似工業組
合ニ與ヘラレテアル。計數カラ云ツテモ五、六十名業者ノ團體ニ實權ヲ握ラレ數百名ノ大團體ガ
犠牲トナツテ居ル所ニ業界永久ノ混亂争鬭ガ胚胎シテ居ルノデアリマス
砂上ノ樓閣

當組合ハ終始一貫之ガ是正ニ邁進シ益々強調セントスルモノデアリマスガ、他面工業組合トシテ

ノ一般的使命ヲ忠實ニ果サンガ爲ニ、三ノ事業ヲ企テタノデアリマスガ、以上ノ矛盾ニ禍サレテ
成果ヲ擧ゲルコトガ出来ナイ。如何ナル統制モ共同施設モ根本矛盾ノ上ニハ砂上ノ樓閣ニ過ギナ
イ。

吾等ノ主張

再々ノ陳情―組合ヲ堵シテノ検査平等運動ハ何處ヘ行ツタカ。東京府ハ敬遠主義ニ一貫シテ居ル
商工省ハ主張ノ筋ハ充分認メテ居リナガラ何故カ實行ニ躊躇シテ居ラル、様ダ。

組合員ハ爲ニ疲弊愈々甚敷ク、破産倒産頻出ノ姿デアアル、吾等同業二百二十名ハ生キル限り此ノ
不合理ヲ追及シ、初一念ヲ貫徹セネバナラス。

當局ニ對シテハ認可ノ責任ヲ全フセンコトヲ飽ク迄要求スルモノデアアル輸出電球産業擁護ノ爲ニ
茲ニ再度當組合ノ意議方針ヲ聲明スルモノデアリマス。

關東電球製造工業一合

理事長 安田一郎

第十六節 輸出の不振益々濃化

検査平等獲得に猛進

—不良組合員を大整理—

昭和十一年から十二年に掛けては實に輸出電球の値段が轉落をつゞけた時代で、急角度に輸出が不振に陥つた事は左の統計で知れる。之は本組合の右兩年度間に於ける輸出の成績調査である。

◇昭和十一年(自一月至十二月)

家庭球	六、〇〇〇、〇〇〇個	三七二、〇〇〇圓
自動車球	九、〇〇〇、〇〇〇個	三二四、〇〇〇圓
中型變形球	一五、〇〇〇、〇〇〇個	六一五、〇〇〇圓
小型變形球	六七、五〇〇、〇〇〇個	一、八五六、二五〇圓
豆球	一三五、〇〇〇、〇〇〇個	一、三五〇、〇〇〇圓

◇昭和十二年(自一月至十二月)

家庭球	五、〇〇〇、〇〇〇個	四〇〇、〇〇〇圓
自動車球	八、〇〇〇、〇〇〇個	三二〇、〇〇〇圓
中型變形球	六、五〇〇、〇〇〇個	二六〇、〇〇〇圓
小型變形球	一五、〇〇〇、〇〇〇個	四〇五、〇〇〇圓
豆球	七五、〇〇〇、〇〇〇個	七五〇、〇〇〇圓

小型球に於て日本輸出電球總額の九割を占むる本工組の右の輸出成績は以て吾國斯界の大勢を卜するに足る可く、豆球の如き十一年から見ると十二年は殆んど五割の減退を示してゐる。メーカー、従業員が喘ぐのは當然である。斯かる不況裡にあつても本工組は毛頭閉口しなかつた。而して屢述の對外運動を繼續すると共に、組合内の統制を益々強化して行つた。

斯くて十一年は役員連焦慮奔走の中に年末が近付いて來た。其の間連月理事会を開いては（之れより先き役員及支部長合同の理事會は各理事の自宅で持廻り開催の事になつた）各般の懸案及び問題を熟議した。それで同年十二月相次いで役員會を開いて年内の括りをつく可く諸問題を凝議したが、豫てから神作専務理事が辭任の意を表明してゐたので之れを承認する事とし、安田理事長より

不良組合員の大整理断行

何分組合員中出資金拂込を怠つて居る向が、いくら督促しても括然として顧みないし、それが相當の數に上る結果、之れ迄組合経費は検査料を一時融通しては辛く間に合せて来たが、検査料金は是非共電工聯へ拂はなくてはならぬし、融通するからとて限度がある。今年はまだ餘日もないから致方がないが、來年は是非共組合財政を確立させなければならぬ。就ては神作専務理事が辭任を欲せらるゝので止むなく之を承認する事とし、今後は専務理事を設けず、自分が萬事責任を持つて組合の事業を促進せしめ度いと思ふ。然し奈何せん自分は身邊多忙で日々組合事務に執掌し切れないから、何卒松永氏に當分理事長代理として實務を見て頂度いと思ふ。

と望み、松永氏は他の理事諸氏中、田中、田内川、齋藤三氏及金淀橋支部長等身邊の許す人々に交替で組合に出勤諮問に應ずるを條件に之を受諾する事となり、尙組合財政空乏の爲め、時しも設けられた商工中央金庫に加入を申込み、融資を受く可く欲するが其の加入金にすら差支へ某方面から一時融通を仰いだので、其の返済に暫く猶豫を交渉する事、尙事務所も移轉して多少なりとも冗費を節約すべきを申合せ差當りの組合運営は安田理事長の善處に依頼する事にした等、當時幹部諸氏の苦心は全く並々ならぬものがあつた。

検査平等實行委員設置

斯かる間にも幹部役員諸氏は飽く迄初志に殉じて、内外に對し、強く、正しく、要求と、措置とを敢行し、深く玉碎を覺悟で邁進した。かくて十一年は焦慮、早忙の裡に暮れ、昭和十二年は廻り來つた。

歳は改まつても幹部役員諸氏に取つては去年のまゝの活動の延長である。十二年二月五日の理事會は商工中央金庫への拂込、及び検査平等實行委員の改選を議して左記諸氏が其の任に當つた。

委員長	安田一郎	實行委員	松永龜藏	同	田中作太郎
同	金寛太夫	同	佐久間文二	同	神作濱治
同	齋藤末松	同	米山竹次郎	同	廣瀬清
同	池田武一	同	押野榮三郎	同	福原晋次郎
同	山本鐵治	(以上十三名)			

處が商工省でも本工組の検査料平等の要求運動が全く眞剣で、業界の興隆、メーカーの向上を熱望する以外意のない事をよく理解して、何とか局面を打開させてやろうと思つたと見へて『例令電工聯へ加盟は出來ない迄も、責めて検査料丈は均等にさせるが當然である』との意を漏らすに到つたので、役員連は『積宿の志望漸く報ひられる時機に到達したか』と歡喜して既に同年一月大急ぎで左記

の檄を組合員に飛ばして改年早々其の喜びを分かとうとした。

檄

検査平等間近シ

組合員奮起團結セヨ

過去二ヶ年ノ心血ヲ注イダ検査平等、機會均等運動ハ、着々進展シテ今一呼吸ト云フ所マデ押シ付ケテ來マシタ。

商工省ノ工聯ニ垂示サレタ三案ノ内、團體契約案ハ流産ニ終ツタ。工聯加盟モ見込ガナイ。検査平等コソ殘サレタ唯一ノ途デアリ。最後ノ切札トナツタ。

最後ノ切札、コレゾ我等ガ最初カラ絶叫シタ主張デハナイカ、吾組合ノ生命デハナイカ、ゴールハ間近シ

吾等役員ニ茲ニ最後ノ突撃ヲ試ミネバナラナイ。吾等ハ銃後ノ血ト熱ガ欲シイノダ、組合員ノ結束ト應援トネバリガ欲シイノデス。

二百二十餘名ノ製造家諸君ヨ

始メテ組合ヲ作ツタ時ノ意氣ヲ呼び起シテ下サイ。

苦心慘憺コ、マデ頑張ツテ來タ目的ヲ思ヒ起シテ下サイ。

頑張ツテ、頑張り抜イテ、製造家ノ權利ヲ奪還シマセウ

宣言書ハ商工省、東京府、電工聯、東京輸出電球工業組合、大阪輸出電球工業組合、日本電球輸

出組合並ニ其ノ組合員、各關係新聞社等ニ配布シマシタ。

直チニ役員支部長會議ヲ開イテ具體的方針ヲ定メ、關係官廳ニ實行ヲ迫ル方針デアリマス。

組合員各位ノ熱烈ナル聲援ヲ御願ヒ申上ゲマス

昭和十二年一月

東京電球製造工業組合

理事、監事、連名

組合員各位

組合として當面殘された重大使命『電球の平等検査』が愈々今一息の活動で獲得出来るぞと勇み喜んで實行委員は三月二日安田理事長宅に緊急打合會を開いて最後の猛運動の手筈を相談するやら、此の際成る可く組合の検査數量も大量にして置く方がよいと云ふので、組合事務所（事務所は恰度此月本郷區根津宮永町二九に移轉した）の外十二ヶ所の各支部の要所々々の組合員宅に検査請求書を配つ

て置いて組合員の便宜を圖るやら『成る丈け大量に受検を爲さる様熱望する』旨を觸れ廻して組合員の關心に訴へる等、云はゞ検査平等に對する組合の身仕度を整へるに熱注した。

不良組合員誠首決議

かくする中に五月に入つて同十七日午後二時半から『十一年度の通常總會』を大崎信用組合樓上に開く事となつた。此の時の組合員は前年來逐次整理を執行した結果總數二百二十名になつてゐたが、總會當日の出席者は委任状とも百十五名であつた。附議々案は

- 一、昭和十一年度事業報告承認ノ件
- 二、昭和十一年度決算報告承認ノ件
- 三、出資金拂込ノ件
- 四、理事及監事任期滿了改選ノ件
- 五、借入金限度決定ノ件

會議は松永理事長代理の開會の辭で始められ、安田理事長議長席に就き、書記の十一年度事業報告朗讀あり、松永理事長代理

昭和十二年度決算は新たに選任された役員に依つて編成して頂き度い

と望み、満場之れを承認、第一、二號案とも異議なく承認可決され、第三號案は詰り組合財政の病たる未拂込出資金の始末で、既に組合創立以來二ヶ年餘を経過した今日未だに加入申込口數の出資金さへ拂込まないやうな不誠意の組合員を容認して置くは畢竟組合を紊亂せしむる基であるから愈々此處で思切つて大整理を敢行すべしと云ふ事に満場一致で可決されたが、只如何に總會の決議であると云へ直ちに突如除名を言渡すのも餘りに杓子定規過ぎるから成る可く反省と金融の都合との猶豫を與へる様に向ふ三十日間を拂込期間として其の間に拂込を完了した者は宜し、左もない者は致方がないから今度こそ斷然定款第十二條第一項に準據して除名處分を言渡し、組合を眞に熱誠、堅實なる組合員のみを組合に肅清、淨化し、其の團結を鞏固にすべしと云ふ事に決した。而して理事、監事の改選は慎重公平を期する上から、各支部別で一名宛の詮衡委員を選出し、適任者を物色推薦して更に之を役員會に諮つて決定する事となり、詮衡委員として

大森支部	安藤	コト	大井支部	平川	高明	品川支部	佐久間	文二
大崎支部	相良	芳夫	中延支部	長田	眞理居	戸越支部	田中	作太郎
目黒支部	古家	久藏	澁谷支部	野本	善次郎	淀橋支部	金寛	太夫

本郷支部 米 村 桂 藏 荒川支部 山 岸 仁 作

右十一氏が擧げられ、最後の借入金限度は金一萬圓也と決定、尙組合が東京信用保証協會に五口加入申込をした趣も報告され、總會は無事終了。かくて組合から同月廿日附を以て出資金未拂込の組合員に對し『拂込をする』とか『拂込はせず』とか何方かの返答をしてくれる様最後の督促狀を發し更に同二十八日重ねて

拂込最終期日は來る六月三十日であるが、法規の關係上六月三日迄に拂込の有無を回答して呉れる様、萬一同日迄に何とも返事のない向は拂込みを肯んじないものと認むる旨を傳達し、役員連は只管是等組合員の反省を祈つた。

泣いて馬糞を斬る

然し此の結果は、矢張り成績は香ばしくなかつた。

それで六月二十四日、再度、六月三十日迄に内金だけでも受付ける、然し同日迄に出資の殘額三十七圓五十錢に満たない場合は止むなく失格除名處分となる、但し内金は返却する二十日知照の督促狀に對し『拂込をする』と回答があつても事實三十日迄に三十七圓五十錢が拂込まれな

ければ駄目であるし、『拂込はせず』と回答しても、思ひ返へして拂込んでくれれば必然組合員である。拂込締切日は六月三十日限り、一日も日延べはしない、同日の消印ある書留郵便は受付ける督促注意喚起は之が最後でもう御通知は致さない

旨を詳細漏れなく通告したが、既往二ヶ年も誠意の片鱗さへ示さなかつた之等不良組合員の大部分は更に手堪へがなく、中にはウンだとも潰れたとも音沙汰のない向もあり、止むなく同月三十日を以て右に關する括りをつけ、越へて七月八日理事長安田一郎氏の名を以て、是等多數の無誠意なる組合員に對して

除名通知書

〇〇〇〇殿

本工業組合昭和十二年五月十七日開催シテ通常總會決議事項第三號議案ニ基キ

除名ス

右を送達し茲に斷然組合の肅清淨化を敢行した。之が爲め或は加入金丈けを拂込んで、出資金を支出せず、又は全然加入金すら拂込まず、組合員たらん意思表示丈けで、組合の獲得した福祉と權益とに甘々均霑仕様として居た、ズルイ不誠意極る云はば偽裝組合員は一舉に整理、除名されて、後に殘

つた眞實の組合員―云はゞ組合と共に生死を同く仕様とする眞劍の組合員は結局左の如く僅か六十五名に止つた。

踏み止つた六十五名

最初全都下三百八十餘名の中小メーカーの三分の二以上、二百四十七名と云ふ大勢の加入申込承諾を得て生れた木工組も組合員の數では殆んど四分の一近くに激減した譯だが、畢竟木工組は最初から此の六十五氏に依りて維持せられ、運営せられ來つたものと云ふ可く、爾餘の二百二十餘名は歸する所此の六十五氏に負ンブをして居た譯で、社會の何の部面を窺つて見ても然るが如く、眞に凡ての事業の中核を成し、原動力たる生命をなして居る分子は煎じ詰ると極く僅かのものであるが、木工組も矢張りそれで、云はゞ是迄徒らに肥滿した體軀の無駄な脂肪分を取り除き、始めて筋骨隆々たる健康體に還元したのと同様、組合は漸く二ヶ年餘にして其の本善の姿に立戻り、エツキス丈けの眞の團體たるを得るに到つたとも云へるのである。云はゞ猛獅が身ぶるひをして、身體に付いた塵埃を振り落し颯爽として起ち上つた概がある。即ち此の大整理の篩の目に止つた組合員は左の如く是等の人々が眞に吾が日本國産輸出電球のメーカーであると思へば間違ひがない。(七月一日現在)

大森支部 (五名)

神田 政吉 大森區大森二ノ六五六
高田 忠太夫 同 大森四ノ五九同
大山 春吉 同 大森三ノ一一一
福原 晋次郎 同 大森五ノ一九四五
安藤 コト 同 南千束町三二四

大井支部 (十一名)

森山 彌太郎 品川區大井南濱川一八八一
手川 富士太郎 同 森下町一四一九
田 中 茂 同 森下町一四二六
田中 延次郎 同 伊藤町五七五七
瀬上 林平 同 伊藤町六一二〇
山本 鐵治 同 關ヶ原町一二四三
小林 雅廣 同 森下町三九七四

不良組合員の大整理断行

不良組合員の大整理断行

川村 孫之丞 同 森下町三九七五
 秋田 昌宏 同 元芝町九二二
 平川 高明 同 林町三一五〇
 荒川 公榮 同 原町五三四四

品川支部 (五名)

小針 正勝 品川區西品川三ノ一〇二二
 佐久間 文二 同 南品川一ノ二五四
 吉田 國光 同 南品川四ノ四九〇
 渡邊 眞光 同 南品川四ノ五五二
 淺田 常五郎 同 南品川五ノ五一

大崎支部 (四名)

大倉 安五郎 品川區西大崎二ノ一三六
 齋藤 末松 同 西大崎四ノ八三二
 池田 武一 同 五反田一ノ一四一

多喜竹 二郎 同 五反田四ノ三〇

中延支部 (五名)

大森 藤吉 荏原區下神明町四四一
 押野 榮三郎 同 下神明町四六四
 鈴木 正吉 同 中延町三五八
 星野 智靖 同 中延町一二三八
 米山 竹次郎 同 中延町一三八二

戸越支部 (八名)

田中 作太郎 荏原區小山町一三
 徳田 勝彦 同 小山町六九
 三次 光明 同 小山町一五二
 酒井 靜 同 戸越町三三六
 須田 照清 同 戸越町七八
 金子 時晴 同 戸越町五〇一

不良組合員の大整理断行

不良組合員の大整理斷行

幅内七太郎 同 戸越町五七八
萩原ミ子 同 戸越町一二五五

目黒支部 (七名)

小野龜吉 目黒區原町一四〇二
六角市郎 同 上目黒三ノ一八四四
黒岩睦 同 上目黒六ノ一二六六
久保井基之 同 上目黒六ノ一三五七
津村幸三 同 上目黒八ノ三九一
福田一郎 同 中目黒一ノ八八五
世戸藤太郎 世出谷區下馬町二ノ九二九

澁谷支部 (五名)

原力藏 澁谷區若木町二八
神作濱治 同 神山町四五
松永龜藏 同代々木深町一六一五

第二電球株式會社

同 代々木山谷町四〇二

寛二郎

同 猿樂町四二

淀橋支部 (三名)

大久保晃 麻布區新廣尾町三ノ一五三
金寛太夫 杉並區田町一ノ四五
勝元壽治 牛込區余丁町五五

本郷支部 (七名)

濱井實 下谷區池之端七軒町五四
安田一郎 本郷區根津宮永町二三
松橋秀麿 同 根津宮永町二三
米村桂藏 同 根津八重垣町一三
赤羽根朝雪 同 根津八重垣町一三
森健之助 瀧野川區田端町二一九
長峰武夫 本所區江東橋三ノ一四

不良組合員の大整理斷行

荒川支部 (五名)

山本	又吉	下谷區龍泉寺二二九
山岸	仁作	荒川區日暮里町二ノ二二八
石塚	利夫	同 日暮里二ノ二四一
正山	玉吉	同 三河島町四ノ三四五二
森元	次郎	同 日暮里町二ノ二七五

第十七節 踏み止つた六十五名

眞に鐵丸の如く固る

組合財政を強化、更生躍進開始

無誠意—否寧ろ虫が良いとも評す可き『費用は負擔し度くないが、組合に依つて打開せられ、獲得せられた利益だけは組合員として享受したい』と云ふ手合を思ひ切つて除名し、大整理を敢行した本

工組は眞に相信じ、相許した、同心異體のメーカー六十五名に依つて鐵丸の如く護られる事と成つた然し此の大肅正を斷行した役員諸氏の肚の裡は『泣いて馬糞を斬る』の感に堪へなかつたであろう。昨日迄も、今日迄も、其爲に自家の業務も抛擲し、一身の利害も、危険も忘れて、奔走苦闘した同業メーカー多數が、云はゞ盟約を裏切つて創立早々、諸事萬端出る事のみ多い組合の出資金は拂込まない、然も組合員としての福祉は誠實な組合員同様遠慮なく頂戴するといふ、宛然只夫れ『組合を』ワイ／＼騒ぎのダシに利用し得るかの如く輕視し、昨日まで總會にも多數出席しながらイザ出資金拂込之れも要するに、畢竟は或ひは組合事業の前途に充分の信を置かないが爲であるかも知れないと思へるし然らば歸する所幹部役員の活動奔走が未だ充分でない故かとも受取れるので、役員諸氏は残つた六十五名こそ眞に我々と同心異體、組合と生死を共にする熱意と覺悟のある盟友である、當初の二百四十七名『其後直に一名増加』が四分の一近く迄減じて仕舞つたのは情けないが、百八十餘名の人々は眞に經濟上許されないのか、又は組合の前途を見限つたのか、乃至は他に何等かの理由があるのか解らないが、何れにせよ、組合資金を支出し度くないと思ふだけは明瞭である、昨日まで其の氣振りを示さず、我々を云はゞ釣つて來た？、心情は憎いが之れも畢竟金故であろう。それといふのも歸する

處は業界の不振で、誰も彼も充分に融通が利かないからである。強ち、此處で是等多數の同業メーカーを不誠意なり、陋劣なり、權利のみを主張して義務責任を知らないとかケナシ去るのも可愛想であるかも知れない。當組合が更に猛進努力して、業界の凡ゆる惡傳套、惡因襲、不合理、偏頗な機構を打破、改革して、誰も彼も、正當な豊かな利益を享受出来る様にメーカーの進路を坦々と開拓し得たら、之等の諸君も改めて來り投ずるかも知れない。其の時には眞に全都下の中、小メーカーの大同團結が齎成して國産電球の生命を當組合が代表し得るであろう。同志六十五名には氣の毒あるが、ソレ迄は云はゞ業界の人柱と成る覺悟で、飽く迄組合を擔つて行つて貰ひ度い。『此の上はお互に云はゞ業界の捨石―組合の礎石に成る積りで暫く我慢して貰ふ外ない』と思つたであらう。

それで此の大整理後改めて新スタートを切る爲に、七月十日北品川の辨慶で臨時總會を開催した。出席組合員四十七名、松永理事長代理開會を宣し、田中理事の發議で同氏が議長に擧げられ、先づ其の懷抱を述べると共に、組合員諸氏の決意を要望し、而して

一、役員選任ノ件

二、加入金變更決定ノ件

三、統制強化方針ノ件

以上の案件を附議、第一案の役員選任は五月十七日の通常總會で各支部一名宛の詮衡委員が擧げられ、其の物色した適任者を役員會に諮つて決する事になつてゐるが、何分其の總會で出資拂込を怠つてゐた多數組合員を除名整理した爲め實際に於いて組合の實體に非常な變動が起つて居り、委員の適任者詮衡不可能に陥つたと云ふので委員連から揃つて辭任の申出があつたので、止むなく之を承認し議長から満場に諮つて改めて連記投票に依つて選舉する事となり、開票の結果

松永龜藏、田中作太郎、安田一郎、森山彌太郎、佐久間文二、齋藤末松、金寛太夫

七氏が當選、監事は理事會で決定する事、理事の任期は二ケ年とする事、加入金は百圓に増額等が決められた。而して統制事業の強化を圖るには組合財政を先づ強固ならしめざる可からずと云ふので電球の検査による統制手数料の過半を今後は剩餘金とす可く、又組合の經常費は組合員に於て負擔す可しと毎月金貳圓宛を支出する事とし、尙次年度豫算も異儀なく承認可決され、茲に組合は云はゞ冗肉を去つた後の最初の生活基準が確立した。而して右總會終了後記念の懇親會を開いて献酬の裡忌なく、今後の組合事業に就いて談論を交換したが、全く之れまでに見られなかつた和協融和の氣が流れた。それで受検成績も一層良好を期し左の如き注意書を全組合員に配布した。詰り被除名組合員などの中に依然検査料減額の組合の特典に預り度い爲め、組合員中へ情實や何かで泣付いて其の名義を

利用仕様とする者などがあつてはならないからである。

受検ニ關スル注意

本組合検印ノ第×××號検査申請書預リ者〇〇〇〇殿ニ於カレテハ今後左ノ條項ヲ固ク御遵守相成
リ度ク此段御通知申上候

記

- 一、前送本組合員名以外ノ申請ニテハ絶対ニ検査ヲ受ケル事ハ出来マセン
- 二、例令如何ナル事情ガアリマシテモ組合検印ノ申請書デアル以上責任ヲ以テ之ヲ取扱ハレ度キ
事
- 三、例令如何ナル情實關係ガ伏在シテキテモ組合員(新)以外ノ依頼ニヨリテ、組合員ノ名儀ヲ
利用スル事ノ絶対ニ無キ様受付記入ヲ嚴重ニサレ度キ事
- 四、申請書預リ者ニ於カレテモ他者ニ名義ヲ貸ス等ノ事ノ無キ様責任者トシテノ義務ヲ盡サレ度
キ事
- 五、定メラレタル規定番號ハ正確ニ明瞭ニ記入サレ度キ事
- 六、検査料金ハ遲滞ナク納入アリタキ様吳々モ御注意サレ度キ事

右條項ニ違反又ハ妥當公正ヲ缺クト認メタル時ハ何時又如何ナル場合ト雖モ其ノ當事者ニ通知前即
時検査所宛検査中止ノ通牒ヲ發スルニ付斯ル最惡ノ事態ニ立到ラザル様吳々モ御注意相成度候

關 東 電 球 製 造 工 業 組 合

かくて陣容整備後最初の理事会が同月二十日夜安田理事長宅で開かれ、全理事出席理事長の互選を
行つたが、當分理事長は選出せず、代理を擧げて其の實務を一任するを可とすと云ふので、全員の希
望で松永氏が右代理に推され、監事二名の人選は、先づ全理事の推薦で松橋秀麿氏が其の一人に擧げ
られたが、残る一名は投票に依つて選出する事となり其の結果長峰武夫氏が當選した。而して

- 一、組合員の権利を譲受ける者にして加盟を希望する向は規定の書類を組合に差出さしめ、理事
會で之れを審議し諾否を決する事

- 一、組合會費は本月より納入する事、連續六ヶ月以上滞納した者は組合員たる誠意なき者として
除名する事

- 一、松橋秀麿、池田武一兩氏を組合財産管理人に推薦

- 一、前期迄の機構たる各支部を解消し、組合地區を第一部より第六部迄に分ち、部長を選任して
統制機關の重要分子として活動せしむ、右部長は

第一部長 米山竹次郎、第二部長 未定、第三部長 秋田昌宏、第四部長 六角市郎、
 第五部長 福原晋次郎、第六部長 未定

一、金理事を常任理事に推薦

一、八月以降毎月二十五日組合報を發行し組合の動向を報知する事

一、前専務理事神作濱治、前理事米山竹次郎兩氏は組合創立以來功勞多大なるを以つて組合より
 銀盃を贈呈感謝の意を表する事

其他の緊要事項を凝議決定た、が更に其後九月の役員會では更に右兩氏の他前役員及支部長

安田一郎、佐久間文二、齋藤末松、山岸仁作、森山彌太郎、田中作太郎、松永龜藏、池田武一、松
 橋秀麿（以上九氏、前役員）

高田忠太夫、星野智靖、米村桂藏、正山玉吉、金寛太夫（以上五氏、支部長）

諸氏にも感謝狀を贈る事となつた。猶、神作、米山兩氏及び前役員中の安田一郎松永龜藏松橋秀麿氏
 等には同時に銀盃を贈る可く決定した。

對支事件勃發軍部献金

時は恰も對支事變の除幕を成した、彼の北京郊外蘆溝橋に於ける暴支那軍の 皇軍射擊事件勃發し
 不擴大、不延長をモットーとしながらも、在支 皇軍は敵地に在つて敢然蔣介石の抗日、侮日政策放
 棄を迫つて斷然干戈を取つて起つた直後とて、木工組でも直ちに全組合員に檄して『國防献金』を募
 り、不取敢、陸軍省に金貳拾六圓、海軍省に金貳拾五圓を献納した。

此の前後木工組は、輸入統制の結果、電球用導入線が悉く輸入を禁止せられては輸出電球の甚大な
 る致命的打撃と成るを以て國內供給の不足分だけは輸入を認めて頂き度いと、左の如く各會社メーカ
 ーと連署で陳情書を差出した。

陳情書（導入線）

拜啓御多忙ノ折柄多大ノ御配慮ヲ煩シ誠ニ申譯無之候

今回爲替管理法案實施ノ結果諸外國ヨリノ輸入品ノ禁止又ハ制限ヲ受クル事ハ現下ノ情勢ニテハ
 誠ニ不得止御處置ト存上候

吾ガ輸出電球業界ニ於テモ其ノ材料及原料ノ九九%迄ハ國産品ニテ間ニ合ヒ候モ唯導入線ハ未ダ
 完成ノ域ニ達セズ強キテ使用スレバ不良品續出シ爲ニ莫大ナル損害ヲ可受候、而已ナラズ加奈陀、北
 米、中米、南米、英國方面ノ輸出電球ハ米國ゼネラル、エレクトロトリック會社ノ特許ニ抵觸スル事

ト相成リ現今ニテハ此ノ特許ニ對抗シ得ル米國カライトプロダクト會社ノ製品ヲ使用シツ、アル實
狀ニ有之候

從ツテ今後右導入線ノ輸入制限ヲ受クル場合ハ本邦輸出電球業界ハ甚大ナル影響ヲ被ムル事必定
ニ有之何卒當分ノ間既往ノ實績程度ノ數量丈ケハ引續キ輸入ヲ御許可賜ハリ度ク此段書ヲ以テ奉懇
願候

昭和十二年九月

關東電球製造工業組合

他七十四名(連署調印)

其の中商工省の電球検査に就いての施行法が改訂され電工聯より其の旨通牒があつたに付き、本工
組でもそれに準據すべく『昭和十二年十月十五日から』實施を組合員に周布して左記注意を與へた。

記

一、本組合員ハ關東電球製造工業組合及電工聯東京統制支部ノ檢印ヲ押捺セル電工聯所定ノ檢査
請求書ヲ添へ同工聯東京檢査所(舊品川第一檢査所)ニ搬入セル製品ニ限リ檢査ヲ行フ

◎注意、新規ニ檢査請求書ヲ交付シマスカラ品川ノ檢査所ノ事務所ノ方へ持參シ捺印シテ
檢査所ノ受付へ持參ノ事、東京輸出電球工業組合員ト方法ハ同様デス

二、製品ノ檢査手数料ハ左ノ通りトス

品種(一個ニ付)	普通檢査料	時間外又ハ休日檢査	急速及再檢査
家庭球大型變形球	三厘六毛	四厘六毛八	七厘二毛
自動車球ヘッド級	二厘四毛	三厘二毛二	四厘八毛
自動車球テール級	一厘八毛	二厘三毛四	三厘六毛
中型變形球	一厘八毛	二厘三毛四	三厘六毛
小型變形球	八毛四朱	一厘九朱	一厘六毛八
豆電球	六毛	八毛八朱	一厘二毛

三、木工組ハ組合員ノ檢査手数料、檢査合格證明手数料、檢査合格證票及外裝檢査合格證票再貼
付手数料並出張料(以下單ニ手数料ト稱ス)ノ概算額ニ相當スル金額ヲ電工聯ニ豫納スルモノ
トス

前項ノ豫納ハ毎月二十五日迄ニ翌月分ヲ納付スルモノトス、豫納金ハ其ノ當該月ノ末日ヲ以テ締
切算定シタル手数料額ニ依リ翌月末日迄ニ精算ノ結果不足ヲ生ジタルトキハ本組合ハ精算ノ翌月五
日以内ニ之ヲ工聯ニ納付スルモノトス。

右ノ次第ニヨリ毎月一日ヨリ十五日迄ノ分ハ其ノ月ノ廿日同月十六日ヨリ末日迄ノ分ハ翌月五日迄ニ検査請求書ヲ調査ノ上検査料ヲ收納致シマス随ツテ今迄ノ様ニ請求書ヲ送ツテカラ集金ヲスルノデハナクテ直チニ集金致シマスカラ其ノ點ハ必ず準備ヲシテ居テ下サイ

昭和十二年十月十四日

關東電球製造工業組合

右に伴ふ検査施行細則も追付け組合員に配布された。

木工組は斯くの如く順次内容の充實、對外、活動戦線の密集を圖り、内外に亘つて其の名實を具備すべく鋭意し、組合財政の運営圓滑を期して會費の怠納を監視し、兎に角に拂納入込を怠る從來の惡風矯正に力めたが、依然として七月以降十月迄の四ヶ月間の收支會計成績は其の不良を物語つてゐる即ち

	七月	八月	九月	十月	計
會費	九二、〇〇	八二、〇〇	五四、〇〇	六、〇〇	二三四、〇〇
統制手数料	一四三、〇六	一四一、九七	一〇八、〇七	五八、七七	四五二、八七
毎月其の組合収入は減少して行つた。同四ヶ月間の組合の支出經費合計に對し七月は拾圓拾六錢、八月參拾圓四拾壹錢、九月七拾圓貳拾六錢、十月百貳圓四拾四錢、合計貳百拾參圓貳拾七錢と云ふ					

赤字の累増を如何ともするに由がなかつた。それで役員は極力會費納入を督促して其の不足補填にとめた。

帝國が専ら不擴大、現地解決を欲したに係らず、身の程を覺らぬ蔣介石及び其の一黨の支那國民政府は、第三國の援助を當てにしてか、日支事變を遂に重大化せしめて了つたが、之が爲め帝國の敢然たる自給自足、長期建設の國策は、諸物資の統制資材の配給となり、電球業界も漸次窮屈を覺ゆるに到つた。それと共に業界の應召出征者相次ぎ業界の少壯従業員は勿論、前理事齋藤末松氏の如きも同年十二月應召征途に就き、爲めに組合員資格を他に譲つた等、種々の影響異變を見せた。同氏の爲には十二月八日品川八ツ山辨慶に於いて忘年會を兼ね盛んな送別の宴が催ふされた。

處で組合員中會費を怠納する事依然たる向きがあるので十二月二十日の理事會では前理事齋藤氏の補充と共に斯問額を協議して

明昭和十三年一月十日午後五時限り會費を納入せざる者(六ヶ月以上)は止むなく定款第十二條第二項に照して組合を除名する。

旨を決議して之れを當該組合員に通告した。而して組合の基礎を眞に確立せしめ其の清純さを保つ爲め今後は資格讓受者以外新規組合員の加入を認めざる事とした。

松永氏理事長に就任

斯の状勢裡に昭和十二年は徂いて十三年の新春と成つた、一月二十日の理事會に次ぎ二月七日緊急理事會が長峰氏宅で開かれ、

平和産業受難苦の非常時局に際し、組合の緊密なる活動を要する時、理事長を缺き理事長代理では或は世間の誤解を招くかも知れないから寧ろ松永理事長代理に理事長就任を求め、本腰で活動して貰ふ事としやう、と云ふ事に決し、一致で松永氏を推した結果氏も否み様なく、敢然之れを受諾して倍加した努力を捧げる事となつた。

時しも豫て内地輸出電球界の憂懼の種であつた、朝鮮に於ける電球事業の勃興につれ、既述の通り商工省令の範圍外と云ふので、東京、大阪の業界から盛んに製品を朝鮮に搬出し、電工聯の検査料を先づ免れて、而して更に第三國を足場とし、海外諸國に輸出せらるゝ電球が次第に其の數を増し、英國の如き既に其の輸入數量を吾が國に割當て、一定數量の協定が保たれて居る所へもドン／＼入つて行くので、彼國から見れば等しく之れ日本電球で、日本の業界が協定を守る誠意のない證左であると見做し、盛んに苦情を鳴らして居たが、遂に十二年晩秋に到るや、既に同國に移入した吾が國産電球

數量が疾に協定數量を超過して居ると云ふで、爾後の輸入は拒絶すると開き直り、其の爲め日英双方で其の超過具合をハツキリ調査する間、向ふ四ヶ月間—昭和十三年三月迄—日本電球の同國輸入は中止と云ふ事になり、本工組に取つては相當深刻な打撃ならざるを得なかつた。

第十八節 工組法第八條發動を

敢然當局に迫る

輸出不振挽回、外地移出を阻止

對英電球の輸出は兎に角昭和十三年三月から云はゞ解禁となつたが、然し英國側は依然として釋然たらざるものがあり、協定更改存續に尠からず手古摺らせた。然し之と云ふものは、畢竟對英電球輸出組合の手を通らざる、電工聯所屬輸出工組乃至會社の検査や取扱を経ざる日本電球にして、何處からか英國に入つて行くものがあるからで、英國側では此の現象を『日本業界に誠意のない』證據だとして如何に吾が業界の機構を説明しても納得しない。つまり『日本々土と屬領との業界統制が行き亘

るか、亘らぬかは此方の知つた話ではない。それは日本側の責任だ。日本々土で出来た製品であるや否や、又は朝鮮で出来た製品であるや、否やは知らず、當方から見れば等しく之れ日本製の電球である。況んや電工聯の検査所で合格したか、否かなどと云ふ事は當方に判る筈がない。只日本製電球として吾が英國に入り来る以上、當方としては凡て之を協定の輸入數量中に合算せざるを得ない』と云ふので如何にも最もな言分である。

朝鮮業界興隆し來る

そこで必然、吾が業界としては斯る抜賣りの間道を塞がねばならないが、それには先づ本土屬領一即ち内地、外地を問はず一様に之れを規律し得る法規の存在を何より必要とするが、奈何せん現在の行政機構では、内地及臺灣、朝鮮、關東廳管下等、所謂る外地を一貫して之を統制する法律を作る譯に行かない。只總督、長官の諒解協力の下に、當業者の遵奉、恪守を當てとする業者間の協定なり契約なりに依つて之を確保する外に術がない。之れが爲め既に曩に昭和十二年六月内地側では電工聯が正面に立つて東京輸出電球工組理事長楡府甚四郎氏を正使格に、要人が附添ひ京城に赴き總督府及び商工省係官も参加して、朝鮮業界の代表と内地、朝鮮の對英輸出數量の協定折衝を行つたが、何分

内地の統制に御相伴をさせられ度くない上に、輸出數量も内地側のお裾分けでは堪納しない朝鮮業界は中々鼻息が荒く、爲に楡府公權大使は電工聯から割與へられてる自分の輸出球の製作分量を殆んど吐き出して之を朝鮮側に移讓する迄に犠牲を拂ひ辛くも歩み寄つて左の如き數量で協定を成立させた

覺 書

國產電球の輸出統制に關し、昭和十二年六月一日商工省及朝鮮總督府關係官立會の下に對英電球輸出組合、日本電球輸出組合、日本電球工業組合聯合會（甲トス）と朝鮮輸出電球製造同業組合（乙トス）との間に左記の通り協定し其の實行を誓約せり

一、内地產電球の朝鮮經由輸出に關しては甲は内地當業者を嚴重取締ると共に乙も之に協力し經由輸出を阻止するものとす。

二、對英電球の輸出に關しては甲乙克く協調して其の統制を圖る事としては昭和十一年度日英電球協定に依り日本より輸出し得可き總數量中、家庭球七%、自動車球三%豆球三%其他球三%を限り昭和十二年三月一日より昭和十三年二月末日迄の間に於て輸出し得るものとす

尙本協定成立の日より日英協定正式成立迄の間に於て英國に對し輸出し得可き數量は昭和十

一年日英協定數量より昭和十一年度對英輸出超過數量即ち家庭球九十八萬九千六百六個、自動車球一百二十二萬六百四十二個、豆球一千五百八十五萬六千九百十九個、其他球七十六萬五千五百二十五個を、前二者に付いては各其の二分の一を、後二者に付いては各其の三分の一を差引きたる數量とし其の數量を日英協定數量と看做し、前項の比率に依り算出せられたる數量の範圍内に於て輸出するものとす、但し日英協定成立したるときは其の數量を對英輸出總數量とす。

第一項の種別割當に付いては品種間に移讓をなさざるものとす。

クリスマスセットに付ては昨年度實績内地七八%朝鮮二二%の比率にて甲乙自制するものとす。

三、次年度以降の割當協定に付いては前項の割當を以て先例と爲さざるものとす。

四、次年度以降の對英電球輸出數量の割當に付いては毎年一月乃至二月中に甲と乙との間に於て其の割當を協議決定するものとす。

五、將來日本政府と外國政府との間に電球輸出數量の協定を爲したるときは甲と乙とは對英電球輸出協調の精神に則り協議するものとす。

右各項の實行を誓約し後日の爲め本書四通を作成し當事者に於て各一通を保有す。

昭和十二年六月一日

甲

對英電球輸出組合

日本電球輸出組合

代表者 松下弘二郎

同 疋田益太郎

日本電球工業組合聯合會

代表者 楢府甚四郎

同 北地鎌次郎

乙

朝鮮輸出電球製造同業組合

代表者 堀家保

同 津田一九太

立會人

商工省事務官 小笠公詔

種類	日英協定數	朝鮮割當數量	日英協定に對する割合
家庭球	四、〇〇〇、〇〇〇個 (三、八〇五、四四七)	三〇一、〇〇〇個 (三六六、三八一)	七%
自動車球	五、六〇〇、〇〇〇 (四、九八九、六七九)	一六八、〇〇〇 (二四九、六九〇)	三%
豆球	二二、八〇〇、〇〇〇 (一七、五一四、六二七)	四、七八八、〇〇〇 (三、六七八、〇七二)	三%
其他球	一、一〇〇、〇〇〇 (八四六、一五八)	三三三、〇〇〇 (二五、三八五)	三%

【備考】 括弧内は昭和十一年度に於ける日英電球輸出協定超過數を家庭球自動車球に向ふ二ヶ年に亘り
豆球其他球に向ふ三ヶ年に亘り移譲したる場合の協定數なり。

然し右の協定も其の効力期間は一年で、昨十三年には之を更改しなくてはならなかつたが、何分輸出不振に氣落ちがして再交渉にも及ばない中に、英國が上記の如く殆んど輸入拒絶に等しい態度に出て來たので、それなりけりて推移し來つたが、對英輸出協定が改めて正式に更改締結せられる以上此の内地對朝鮮間の割當協定も又改めてシカとやり直さなくてはなるまい。

之れに依つて輸出電球が、商工省令検査の及ばない朝鮮を足掛りとして世界各方面に輸出せられつゝある事を知る事が出来るし、英國に對しても吾が方の對英電球輸出組合や、又英國側の正規の輸入業者の手を通らず、抜道から英國に流れ込む事が判るので、例令ば朝鮮から一旦愛蘭土のダブリンとか、乃至其他に陸上げされ、而して關稅其他の經費も可及的免れて英國内に持込まれるものに相違なく、其の間に踊る彼我の輸出入業者も何れは密貿易業者擬ひの不正商人が多いであらうが、英國に入れば等しく之れ日本製電球の刻印を打たれ、其の爲め内地では未だ協定數量に餘りがあると思ふ中に既に之を超過したなどと捻込まれるので、歸するところ内地球の外地移入及び外地から或は第三國を経由したりして英國にせよ、又其他何れの國にせよ、輸入する能はざる様、嚴たる處置を施さねばならないが、それには貿易、工業兩組合法の條文中に、斯かる場合を律し得る規定があるので、必然内地の業界では、此の兩工組法の關係條文を茲で活用し、斯かる抜け賣りの行動を根絶して貰ひ度いと當局に要望するに到つた。之れが即ち昭和十三年初頭から業界を騒がした貿易組合法第十八條並に工業組合法第八條の實施問題であつた。

本來、輸出が不振に陥り、然も偶々國內行政機構の立前上、中央政府の法令が直接屬領―外地―に及ばず、其の地域に於ける同種工業と本土の夫れとが不幸にして相剋、摩擦を起す憂ひがあり、尙且つ、國內に於ける同業界に統制が確立せず、此處にも又摩擦が演ぜられて居るとしたら、況んや非常



時局下資材の節約が不可避で其の配給を統制せざる可からずとしたり、疾に監督官廳は輸出戦線の整備と國內の製作、販賣兩部面とを調節して、無益に相刻、軋轢をさせない様、何とか手配を講ずべきであつた。成程一面から云ふと、凡ての産業は成る可く業者自身の自覺に俟つて、統制も、協定も、其の任意に放置して置くのが、一番正しいとの理論も立つか知れないが、然らば『統制』は畢竟無用になる。他の産業はイザ知らず、電球業界に關する限り、此の點は商工省の怠慢とも、不法意とも云へると思ふ。

處で本工組では工組法第八條實施の曉は結局電工聯に加盟せざる可からざるかも知れず、然らば差當り加入金も必要だし左なくも組合財政を充實強化して置くは不可缺の要務である云ふので、先づ理事會に於いて組合員の持口數を一名五口迄に増加する事に一決し、更に五月二十一日の定時總會に附議し満場

一致の賛成を得て之れが成立可決された。即ち永らく幹部役員連が惱み抜いた組合財政の枯渴は、有名無實の不誠意なる組合員を大整理して、肅正刷新を圖つて以來餘程立て直つて來たとは云ふものゝ未だ十二分の餘裕があるとは云へず、活動資金も必要であるし、行々獨立の検査場も構へねばならぬいかも知れず、幸ひに其の必要がなければ組合員間の融資に充てゝも宜いとの見地からで異議なく之に應じた組合員諸氏も流石に撰まれたる同志六十五名で、之れが爲め本工組の財政は頗に強化せられるのを得た。

工組法第十八條の實施

既に外地―朝鮮―に電球事業が勃興し、商工省令の羈絆を被らず、滿洲、支那は勿論海外諸地方にドシ／＼輸出されて行く通路が開いて居るとしたら到る處で内地の製品と衝突、摩擦を生ずる事は知れ切つた話で、且つ其の製作、輸出に、内地の如く商工省令に依る嚴重の検査もなく、又輸出組合、會社の統制的取扱を蒙らない―つまり凡てがルーズで、自由競争に任せられてあるとしたら、何人も窮屈な内地より、寧ろ此方で事業を営み度いのが人情であろう、従つて今日迄に内地から朝鮮に移住して業務を営んで居るメーカーも相當に數へられるが、之れは勞銀の安い朝鮮の電球事業の興隆と云ふ

大局的見地から寧ろ大いに慶賀すべしであるが、それより内地業界の勃興と共に、内地の輸出電球が少からず移出せられたのは事實で、それが朝鮮で製作せられたカモフラージュの下に矢張り日本電球として英國を始め海外諸國に輸出せられたので、所謂粗製濫造でない迄も、一定規格の検査が無い結果は勢ひ内地の製品より、ヨリ品質の優良は保し難いし、折角内地で電工聯が業界に大波瀾を捲かせて迄敢行仕様とした共販も、又高々の手數料を徴しての『検査』も、全然無意味に成つて了はない迄も、事實片端から突き壊される譯で、之れでは永久に日本の電球業界は向上の仕様がなない。故に内地地を通じて製作輸出両面の一貫統制が差當り出来ないとするれば、必然止むなく、其の輸入される海外市場に於いて品質、性能の良否を判別して貰ふと共に、所謂第三國を經由して目的の市場に潜り込む抜け道を塞ぐ方法を採らなくてはならぬ、之れが貿易組合法第十八條の實施を求めた理由である。即ち之れで海外に對する拔賣りは例令表面だけにせよ兎に角抑制し得る譯であるが、然し之れとて海外業者の信義、誠實を當てにしての事で、利益のあるところ爲さざるなき海外諸國の商人中でも、所謂紳士の半面に、利益と共に動く深刻なる英國氣質は、吾が方に對しては、輸入數量が既に協定數量を超過したとて、協定期間の中途でも遠慮なく『輸入拒絶』的態度に出ながら、半面で自國商人が間道から潜つて来る正しからざる日本電球を、云はゞ『抜け買』をして國內に持込むのは糺明仕様

としない。歸するところ自分で後ろからドシ／＼無検査の日本電球を仕入れながら、前へ向つては開き直つて『ソレ、此の通り最早や約束以上品が入つて居る』と云ふのと同様で、自家撞着も甚だしい態度であるが、斯かる身勝手を主張されるのも畢竟同じ日本領土内から拔賣りをする側があるからで未だに此の傾向は續いて居り、本年も既に大分其の側の製品が入つて行つたと云ふが、朝鮮業界から云はせたら『何處に其の證據がある』と云ふかも知れぬ。然し朝鮮の業界も今春工業組合に向上した事だし、漸次規格の嚴守、品質の優良化が期せらるゝであらう。

而して一面、内地向電球メーカー中には電工聯には加入せず、又其の爲に特に定款を改正し、其の参加、加入を歓迎すべき意向を明かにした、本工組にも加盟仕様としない一團の、所謂町球業者があり、相寄つて同業組合を組織し、業界の一貫統制を兎角に『ブルジョア業者の利己的術策なり』と猜視して之れに服せざらんとする處から、業界は常に小波の立騒ぐが如くザワ／＼として眞に落付きがない。

工組法第八條發動陳情

之れが爲め、兩三年來轉落し續けの輸出電球の振興—立直り—を圖り國內業界の秩序を正さんが爲

に、電工聯は遂に貿易組合法第十八條と共に工業組合法第八條の發動を得て、内、外に亘り一貫せる統制を強化せむとし主務省に其の實施を申請するに到つた。處が果然前記アウトサイダーたる町球メーカ一の組合は之れを不當として、反對運動を展開し、陳情やら、請願やら、其の阻止に奔命之れに力めた。然し輸出球メーカ一界は既に感念して居る事とて敢て集團的の騒ぎもやらず従つて貿易組法第十八條は結局スラ／＼と實施されたが問題と成つたのは工組法第八條で、成程之れが發動されると既設工組に至大の権能が附くし、組合外の「アウトサイダー」は死命を制せられる事となるので、町球メーカ一組合の反對呼號も熾烈であつたが、當局も慎重を期してか滿を持して容易に發せず、爾後時局の進展、長期建設の國策に伴ふ諸材料の配給統制、輸出戰線の稍色めき來つた等で、該法條の急速實施の要がなくなつた結果、未だに發動せられず、それなり處で今日に到つてゐるが、當時、本工組幹部は

之れ吾邦業界永遠の爲め是非共實施せしめざる可からざる法規である。電工聯が今日に及んで其の發動を求むるのは寧ろ遅かりし恨みがあるが、然し發動せしむるは、然らざるに勝る事萬々である。本工組は之れが爲に或は個々組合員中不便を感じる向きがあるか知れないが、道理のあるところ何者とも手を握り、其の反對に非理を主張する者は飽く迄反對打破して全業界の振興、進展に貢献すべきモットーから敢て電工聯の尻馬に乗るのではないが、本工組は本工組としての地、主張か

ら工組法第八條の實施を求めやう。

と云ふので、此の年八月に至つて左記陳情書を池田商工大臣宛差出したが、今後と雖も萬一アウトサイダーが存在し業界の統制を不可能ならしむる以上該法規の實施は止むを得ないであらう。而して本工組では之れが爲め『第八條對策委員』として

松永龜藏、金寛太夫、田中作太郎、長峰武夫、佐久間文二

諸氏を挙げ慎重組合の對策措置を講じたが、此の工組法第八條問題は云はゞ國産電球業界の結束一小異を捨て、大同に就く、即ち一貫せる統制の下に一致團結するや否やの好箇のパロメーターであつたと見ても宜く、電球記者俱樂部では三月十八日芝浦東港園に於いて斯問題を中心に『座談會』を開催し本工組からも松永理事長が出席し、業界各方面代表者の意見が開陳され、其の向背を鮮明ならしむるに効果があつた。本工組が斯問題を楔機に斷然其の實施を叫び、電工聯の動向に同一歩調を示したのは業界の案外とした處であつたらしいが、然し本工組が理のあるところ、且亦全業界永遠の爲に正義なりと見らるゝ處には、四圍の誤解も毀譽褒貶も一切度外視して敢然其の所信に基き邁進する潔い態度は電工聯を始め業界に汎く認識せられたと思ふ。

陳 情 書

曩ニ日本電球工業組合聯合會ヨリ工業組合法第八條ノ御發令方申請致居候

本組合ニ於テモ昭和十三年三月七日臨時總會ヲ開催致シ右ニ關シ日本電球工業組合聯合會ト一致セル統制ノ下ニ贊成ノ決議ヲナシ之ニ贊意ヲ表明シ來レルモノニ有之候

然ル處未ダ工業組合法第八條ノ御發令無之斯クテハ電球産業ノ圓滿ナル發達ヲ阻害致ス憂多々有之モノト信ジ候ニ依リ左記要旨ノ理由ニ基キ工業組合法第八條ノ御命令ヲ至急御發令ニ相成度奉懇願候也

要 旨

- 一、電力量ノ消費節約
- 二、原材料ノ全面的節約
- 三、非組合加盟業者ノ處置全シ

理 由

一、電力量ノ消費節約

吾邦電球工業ノ進展ハ頓ニ目醒マシキモノアリ、而シテ其ノ歴史ニ於テハ甚ダ新シク從ツテ電球

製造業者ノ進歩發展モ又他國ニ其ノ比ヲ見ザル處ニ有之候ヘドモ其ノ營業方針ハ又千差萬別ナルモノ有之候

然ルニ國內需要電球ヲ供給致ス内地向電球製造業者ニシテ何等一般需要者ノ電力消費量ヲ考慮ニ入レザル規格外ノ電球ヲ製作販賣シツ、アルモノ往々ニシテ有之如斯ハ國家ノ被ムル損失莫大ナルモノアルヲ憂慮致サレ候

仍而消費者大衆ノ電燈料ノ負擔輕減ト併セテ非常時局下ニ於ケル電力量ノ最大限度ノ節約ヲ主眼トシ又且之レニ依ツテ電球製造ノ産業部門ノ統制機構ノ確立ヲ期シ度ク爰ニ工業組合法第八條ノ御發令ヲ懇願致ス次第ニ有之候

二、原材料ノ全面的節約

由來平和産業ノ主要ナル一部門ヲ成ス吾國電球事業ハ原材料ノ一部ヲ輸入ニ仰グト雖モ其ノ大部分ハ國産品ヲ以テ充當致シ居リ候

然ル處對支事變勃發以來諸材料暴騰シ、殊ニ電球口金用銅鉛及錫等ノ配給ノ不圓滑ハ甚ダシク電球産業ノ發展ヲ阻害致シツ、推移シ來レルモ幸ヒニシテ第八條ノ發令有之候ハバ完全ナル統制ノ下ニ之レヲ内地向輸出ニ區分シ受檢ヲ強制シ材料ノ統制ヲ行フ事實ニ刻下ノ急務ナリト被存候

叙上ノ次第ニ御座候へバ消費節約ノ目的ニ則リ早急第八條ニヨル統制ヲ切望シテ止マザル次第ニ有之候

三、非組合加盟業者ノ處置全シ

現任非組合加入業者ハ甚ダ僅少ニシテ過半ノ内地球業者ノ一團有之候へ共之等ハ既ニ工業組合ニ加入シ殘ル十名内外ノ未加入業者ハ休業又ハ本組合へ加入手續ヲ了シ其ノ諾否ヲ近キ内ニ決定致ス運ビニ相成リ居リ候

依ツテ過去ニ於テ第八條ノ命令ニ反對ヲ表明致シタル事實有之ヤノ風説ニ御座候へ共實體ナク非組合加入業者ハ眞ニ公平ナル第八條ノ適用ヲ希望致シ居リ候

從ツテ之等十名以内ノ非加入業者ノ處置ニ關シテハ何等願慮スル必要モ無之モノト思考被致候
右主旨ニ則リ早急ニ工業組合法第八條ヲ御發令ニ相成度茲ニ頭書ノ通り陳情仕ル次第ニ有之候

謹言

昭和十三年八月八日

關東電球製造工業組合

理事長 松永龜藏

大藏大臣 池田成彬閣下
商工大臣

要旨補定

一、外地移出ノ統制強化

重要輸出品ノ一タル電球ノ一元的統制完成セザルノ故ヲ以テ日本電球工業組合聯合會ニ省令検査ヲ代行セシメラル、ハ甚ダシキ誤謬ノ御措置ト思考被致候

殊ニ販賣價格ニ添ハザル高率ノ検査手数料ハ割戻金ヲ目標トスル結果組合員外ノ製産者ヲシテ日本電球工業組合聯合會所屬組合員ノ名義ヲ借り受檢スル者ヲ誘導シ業界ニ及ボス影響實ニ寒心スベキモノアルヲ憂フル次第ニ有之候

其レガ爲メ朝鮮乃至臺灣へ海外諸國へ輸出スル目的ノ下ニ無検査品ヲ移出スル者續出シ其ノ間奸商ノ乗ズル處トナリ益々其ノ數ヲ増シ輸出電球ノ聲價ヲ落スト憂ヘラル、不良品ト見做シ得ベキ電球ニシテ海外市場ニ流入スルモノ夥シク、現ニ歐洲ニ於ケル吾ガ輸出電球最大ノ顧客タル英國ニ對シテモ對英電球輸出組合ノ協定數量ヲ超過シ既ニ明年三月迄一個モ輸出スル能ハザルニ到レル實狀ハ正シク無検査電球ニシテ朝鮮へ移出サレ更ニ第三國ヲ經由英國へ輸入セラレタルガ主タル一因ト見受ケラレ候

又米國其ノ他ニ於ケル國產電球ノ品質劣惡ノ聲モ其ノ主因ハ畢竟是等業者ノ無検査品移出ニ基クモ

ノト考ヘラレテテハ吾ガ輸出電球工業ノ進展ヲ阻害シ優良品ノ海外進出ヲ目指ス検査ノ目的ト背馳シ内地需要電球ヲモ一律的ニ検査ヲ強行スルニ於テ始メテ此ノ積弊ハ剪除セラル、モノト確信被致候

吾國電球工業ノ永遠且全幅的發展ノ一日モ速カナラン事ヲ切望スルノ餘リ工業組合法第八條ノ御發令ヲ希フモノニ有之候

(參 考)

工業組合法 拔萃

第八條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ若クハ矯正スル爲メ、又ハ工業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲メ、特ニ必要ト認ムルトキハ行政官廳ハ工業組合ノ組合員ニ非ズシテ、其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十條 工業組合法第八條ノ規定ニ依リ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ、其ノ組合ノ地區内ニ於テ、組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シテ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ從フベキコトヲ命ズル場合ニ於テハ、商工大臣ハ豫メ組合、其ノ從フベキ事項及組合ノ取締又ハ制限ニ從フベキ者ノ資格ヲ指定シ之ヲ告示ス

第二十一條 前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル資格ヲ有スル者ハ、其ノ指定ニ從ヒ、組合ノ取締又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

但シ特別ノ事由ニ依リ、商工大臣ノ認可ヲ受ケタル者ハ此ノ限りニアラズ

工業組合法第八條ノ施行ニ關スル取締規則

第一條 本則ハ工業組合法第八條ニ基キ同法施行規則第二十條ニ依ル告示アリタル場合ニ之ヲ適用ス

第二條 本則ニ於テ營業者ト稱スルハ工業組合法施行規則第二十條ニ依ル告示ニ依リ指定セラレタル者ヲ謂フ

第三條 當該官吏ハ營業者ヲ召喚シ若クハ尋問スルコトヲ得

第四條 當該官吏ハ營業者ノ店舗、工場其他ノ場所ニ臨檢シ製造設備、製品、原料、材料及帳簿其他ノ書類ヲ檢閲シ又ハ之レニ封印ヲ施シ若クハ搬出其ノ他ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ工業組合又ハ聯合會ノ役員又ハ検査員ヲシテ立會ハシメ又ハ檢閲ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 當該官吏ハ營業者ニ對シ作業又ハ註文引受販賣ニ關スル帳簿ノ作成ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ帳簿ニハ左ノ事項ヲ明細ニ記載シ置クベシ

一、作業ニ關スル帳簿

- 一、製品ノ製造數量及年月日
- 二、原料及材料ノ買入、消費ノ名稱別使用狀況
- 三、設備機械及器具ノ名稱別使用狀況

二、注文引受及販賣ニ關スル帳簿

- 一、注文主及販賣先ノ氏名又ハ商號並營業場所
- 二、注文引受年月日及引渡年月日
- 三、注文引受及販賣ノ數量及價格
- 四、注文主又ハ販賣先トノ間ニ步引其ノ他特別ノ契約アル場合ニ於テハ其ノ事項

前項第一號(一)及(二)ノ事項ハ製品原料及材料同項第二號(一、二)及(三)ノ事項ハ製品ノ名稱種類別ニ記載スベシ

第六條 當該官吏ハ營業者ニ對シ製造、注文引受及販賣ニ關スル傳票受取證其ノ他ノ證憑書類ノ整理ヲ命ズルコトヲ得

第七條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ金五拾圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

- 一、故ナク召喚若クハ尋問ニ應ゼズ又ハ虚偽ノ答辯ヲナシタル時
- 二、第四條ノ臨檢、檢閲若クハ封印ヲ拒ミ封印ヲ破棄シ又ハ命令ニ違背シタルトキ
- 三、第五條ノ帳簿ヲ作成セズ又ハ記載ヲ怠リ若クハ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 四、第六條ノ命令ニ違背シタルトキ

第八條 營業者ハ其ノ代理人使用人其ノ他ノ従業員ニシテ本則ニ違背スル行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ本則ニ依ル處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

第九條 營業者ガ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本則ノ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス

但シ營業ニ關シ成年人者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニアラズ

第十條 當該商品ノ販賣業者又ハ仲介者ニシテ營業者ト通謀シ營業者ヲシテ本則ニ依ル取締ヲ免レシメントスル場合其ノ他ノ取締上必要アル場合ニ於テ本則第四條乃至第九條ノ規定ハ之ヲ販賣業者又ハ仲介業者ニ適用ス

第十九節 定款改正、事態即應

資金融通を開始す

業界統制に電工聯と協力を決意

貿易組合法第十八條の實施は畢竟不正輸出の取締りで、外地と雖も苦情の云ひ様はないが、工業組合法第八條の發動は、内地業界の所謂るアウトサイダー全部の製品に對して省令検査の強行となり、其の點で先づ不良品の外地移入を防ぐばかりでなく、儼乎たる規格に準じて検査する結果はアウトサイダーの製品に勢ひ『不合格』品が續出するかも知れず、致命的苦痛とする處から、或は違反行爲が潰ぜられないとも限らないと云ふので、本工組では既に二月十八日の理事會に於て

一、電工聯も東京輸出電球工組も業界の實狀と、四圍に迫る時代の進運とには流石に眼醒めたと見へて、近來本工組に對し頻りに一元統制確立に協力してくれと求めて居る。其の意圖は如何あらうとも本工組としては内地輸出球の外地移入を防ぐ上からも之れを承諾せざるを得まい、從つ

て貿易組合法第十八條は云ふ迄もなく工組法第八條の發動要求に協力しやう。而して業界の向上に貢献仕様、

一、該法にして發動されんかアウトサイダーは未だ嘗て味はざる打撃を喫す可く、必然本工組加入希望者が現はれるかも知れないが、之を一々抱擁しては第八條實施の意味が判らなく成る。且つ既往苦闘を共にしたる組合員諸君が不平を抱くやも知れないし、義としてアウトサイダーの苦惱は救つてやり度いが、未だ其の時期ではないから、新加入者絶對不容認の立前に準じ加入は此の際認めず權利を讓受けた者のみに就いて審査決定しやう。

一、第八條實施を苦痛として違反を演ずる者に對しては其の取締に電工聯と協力する、但し違反摘發は工聯に任せて置かう

等々に入念の凝議をして居り、次いで三月七日には大崎信用組合樓上に臨時總會を開いて殆んど全組合員の出席裡に

一、統制ニ關スル件

輸出、内地向共吾ガ業界ハ統制困難ナ實狀裡ニ推移シテ來テ居ルガ、茲デ工組法第八條ノ適用ヲ乞ヒ電工聯ト全面的ニ協力提携シテ業界ノ發展安定ノ爲メ統制ヲ強化セシムル事

定款大改正、出資口数増加

二、定款變更ノ件

木工組定款第五條『本組合ハ地區内ニ於テ輸出向電球ノ受託製造ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス』トアルノヲ『本組合ハ地區内ニ於テ電球ノ受託製造ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ組織スト』改メ輸出向ナル文字ヲ削除スル

三、組合員ヘ事業資金ヲ貸付クル爲メ金壹萬圓ヲ組合デ借入レル

四、田中理事ノ動議『第八條發動要求ヲ妨グル如キ行爲アル組合員ハ委員ヲ擧ゲテ之ヲ調査シ役員會ニ諮ツテ處分スル』事トシ右委員ニハ議長ヨリ左記五氏ヲ指名

松浦富雄、津村幸三、黒岩睦、米山竹次郎、大久保晃

等の諸件を何れも満場一致で可決した。即ち木工組は愈々組合員に對する事業運用資金を融通し其の發展と業務の安定とに資して、組合擧つて向上の一路を歩まむとするに到つた。之れ迄に組合の基礎を固めたのは全く役員連の措置宜敷きを得た結果であると云つて差支へがない。定款の變更届は翌八日直ちに監督官廳に差出された。

定款變更認可申請

本組合定款變更ノ件昭和十三年三月七日臨時總會ニ於テ決議致シ候御認可相成度左記書類相添此段及申請候也

昭和十三年三月八日

關東電球製造工業組合

理事長 松永龜藏

東京府知事 館 哲 二 殿

變更セムトスル條文ノ抜萃

第一章 總 則

第五條 (舊) 本組合ハ地區内ニ於テ輸出向電球ノ受託製造ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ組織ス

(新) 本組合ハ地區内ニ於テ電球ノ受託製造ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ組織ス

(定款變更理由書) 本組合ハ専ラ輸出向電球ノ製造ヲ業トスル組合員ヲ以テ之ヲ組織シ來レリト雖モ現下ニ於テハ輸出向ノミニ偏スル業者ハ甚ダ僅少ニシテ實質上之ヲ許サズ

而シテ其ノ事業範圍ハ甚ダ擴大サレ且之レガ伸張ヲナスニ非レバ統制上甚ダ困難ナリ

依ツテ組合員自身ヲ主體トセル實質的統制ノ實ヲ圖ルガ爲メ本條文變更ノ認可ヲ申請スルモノナリ

定款大改正、出資口數增加

即ち本工組は其の當初主として輸出球メーカーを主體として創立されたが、連年の輸出不振は多數メーカーを挫敗せしめ爲に加入出資金未拂も續出し、結局其の多數が振ひ落されて、堅實、眞摯な組合員のみによつて漸く組合らしき組合の實質を具ふるに到り、飽迄團結を鞏固にして益々其の機能發揮せむと期しつゝある折柄、組合員中には輸出球のみに限らず、一般大球をも製作して居る人々があり、定款に『輸出電球の受託製作を業とする者』と限定するは、最早や實狀に添はなく成つたので此の大改正を行つたのだが、之れに依つて本工組は其の實質に大變化を來したと云ふ可きであらう。

滿三週年祝賀の懇談會

斯くする中に定款規定の定時總會期たる五月は近づいて來る、それに本工組は去る昭和十年三月創立認可を得てから既に滿三週年を突破したので、惡戦苦闘の連續ながら幸ひに三星霜を重ねて漸く組合の内部も固まり、且つ當初の使命も兎に角其の緒に就きつゝあるので、此の際些か自祝の意を表すると共に、各方面に御蔭様を以つて健全に發達しつゝある趣を披露すべしと云ふので、五月十日を卜して品川區五反田の松泉閣に於て、午後五時から『組合創立滿三週年祝賀懇談會』を開催した。組合の創立以來斯くの如き晴ヶ間敷い催しは全く最初の事であるし、組合員諸君も密かに組合の基

礎が漸く鞏固を加へつゝある事は知つて居るし、一種誇らかな感を以つて集ひ來つた。それで各方面の招待客も參着するので、松永理事長以下各役員は夫れ／＼係りを分擔し午後四時から受附を開始し來會諸氏を犒つて五時半記念の撮影を了し、席定るや、松永理事長起つて主催者として

恰も荆棘の中を押分けて進むが如く當初より血みどころの思ひをして此處まで辿り着けたが幸ひに異體同志とも云ふべき六十餘名の同志が本工組を守り、例令現在はミジメな有様であつても、前途に確たる光明を認めて邁進しつゝあるから我々の心境は極めて朗かである。組合も事業が稍々其の緒に就いたと思えるので今後は層一層全日本の業界興隆の爲め努力する積りである。

旨を述べ、來賓諸氏の祝辭があり、之に對し主催者側を代表長峰監事が答辭を陳べ、斯くて開宴獻の間、諸有志のテーブルスピーチ等もあつて氣聲大いに揚り、安田理事の閉會の辭で宴を撤したが本工組の内容既に充實し、躍進の氣鬱勃たる事は之れで十分に認められた。

十二年度の通常總會

工組法第八條實施問題がアウトサイダーの一團東京電球製造業組合に依つて發動阻止運動的となつてゐる中に、本工組の昭和十二年度通常總會は廻り來つた。即ち五月二十一日午後一時から大崎信

用組合ホールに於いて開催された、松永理事長議長席に着き

- 一、昭和十二年度事業報告承認ノ件
- 二、昭和十二年度會計決算報告承認ノ件
- 三、昭和十三年豫算案承認ノ件
- 四、監事任期満了改選ノ件
- 五、理事一名缺員補充ノ件
- 六、定款改正ノ件
- 七、信用評定委員決定ノ件
- 八、加入金額變更ノ件
- 九、借入金限度決定ノ件
- 十、其ノ他議長ノ必要ト認ムル件

右諸案件を附議、監事、理事は定款改正の字句修正と共に議長に、信用評定委員の選任は理事會に各一任され、組合加入金は金貳百圓に増額、昭和十三年度借入金限度は金貳萬圓に、議長の提議せる『出資口數増加ノ件』は全組合員が各四口宛増加入（即ち一人の持口合計五口）の事に決し、他の案

件は満場一致承認可決された。右の結果、監事には松橋秀麿（重）池田武一（新）兩氏が、又理事一名の補充には前監事長峰武夫氏が選任された。定款の改正は左の如くである、（改正條文抜萃）

第五章 事業及其ノ執行

第三十一條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ（一、二、三ハ從前通り）

四、資金ノ貸付及貯金ノ受入

第二節、第三節、第四節ハ之ヲ省ク（從前通り）

第五節 資金ノ貸付及貯金ノ受入

第一款 資金ノ貸付

第五十六條 本組合ハ組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付ヲナス

第五十七條 組合員ヨリ貸付ノ請求アリタルトキハ本組合ハ第六十五條ノ規定ニ依リ信用評定委員

ノ作成シタル信用程度表及貸付金ノ用途ヲ調査シ其ノ金額及貸付方法ヲ定ム

第五十八條 貸付ハ證書貸付及手形貸付ノ二種トシ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルモノト

ス

第五十九條 擔保ヲ徵シ貸付ヲ爲ス場合ノ擔保ノ評價ハ時價ノ七割以内ニ於テ本組合之ヲ爲ス

定款大改正、出資口數増加

但シ期間内ニ時價低落シタルトキハ本組合ハ擔保ヲ増加セシムルコトアルベシ

第六十條 證書交附ノ期間ハ定期又ハ月賦償還ノ方法ニ依リ一ケ年以内ニ於テ之ヲ定メ手形貸付ノ期間ハ九十日以内ニ於テ之ヲ定ム

第六十一條 貸付金ノ利率ハ年一割二分ノ範圍ニ於テ理事會之ヲ定メ豫メ文書ヲ以テ組合員ニ通知ス之ヲ變更シタル場合ハ亦同ジ

遅延利息ハ日歩金四錢トス

第六十二條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本組合ハ期限ト雖モ辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

一、貸付ノ目的ニ反シタルトキ

二、利息又ハ割賦金ノ支拂ヲ怠リタルトキ

三、第五十九條但書ノ擔保ノ増加ニ應ゼザルトキ

四、本組合ヲ脱退シ又ハ脱退セントシタルトキ

五、著シク信用ノ低下シタルトキ

第六十三條 本組合ニ信用評定委員五名ヲ置キ總會ニ於テ組合員ヨリ之ヲ選任ス

信用評定委員ノ任期ハ一ケ年トス、但シ再選ヲ妨ゲズ

第六十四條 信用評定委員ハ總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ解任スルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及解任ニ關シテハ理事及監事ノ例ニ依ル

第六十五條 信用評定委員ハ毎年五月及十一月ノ二回定會ヲ開キ組合員各自ノ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作成ス。信用程度表ハ理事長之ヲ保管ス

第六十六條 信用評定委員ハ名譽職トス但シ總會ノ決議ニ依リ報酬又ハ手當ヲ支給スルコトヲ得
信用評定委員ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第二款 貯金ノ受入

第六十七條 本組合ハ組合員ノ貯金ヲ受入ヲナス

第六十八條 貯金ハ任意及強制ノ二種トシ任意貯金ハ一回金壹圓以上ヲ強制貯金ハ組合ノ生産數量又ハ製品販賣額ニ應ジ總會ノ決議ヲ以テ其ノ期間及額ヲ定メ之ヲ貯金セシムルモノトス

前項ノ規定ニ依リ強制貯金ニ關スル決定アリタルトキハ組合員ハ之ニ從フベシ

任意貯金ハ當座貯金及定期貯金ノ二種トス

第六十九條 貯金ノ利率ハ年八分ノ範圍内ニ於テ理事會之ヲ定メ豫メ文書ヲ以テ組合員ニ通知ス之ヲ變更シタルトキ又同ジ

貯金ノ利息ハ毎年度末ニ於テ之ヲ元本ニ組入ル、モノトス

第七十條 定期貯金及強制貯金ハ期限前ニ其ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ズ、但シ特別ノ事由ニ依リ理事會ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限りニアラズ

第七十一條 本組合ニ對スル貯金ハ理事會ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ擔保ニ供シ又ハ讓渡其ノ他一切ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第六節 其ノ他ノ施設(舊第五節)

舊第五十六條(從前通り)

新第七十二條(同)

以下箇條ハ順ヲ追フモノトス

定款變更理由書

本組合ハ其ノ目的ヲ達スルガ爲メ定款第三十一條ニ依リ豫メ其ノ事業ヲ規定シアリト雖モ其ノ事業範圍ハ甚ダシク偏則的ナルヲ免レズ

爲メニ平和産業ノ使命ヲ有スル吾ガ組合員ニシテ現下ノ經濟界ニ處シ其ノ工場經營資金ノ圓滑ヲ缺クハ甚ダ敷ク事業ノ發展ヲ阻害ス斯クテハ組合員タル名ノミニ止リ、何等將來ノ飛躍ヲ期スル能ハ

ザルベシ依ツテ資金ノ貸付及貯金ノ受入ヲ組合事業トシテ補足シ組合員各自ノ福利増進ノ途ヲ開拓シ圓滿ナル組合事業ノ達成ヲ期センガ爲メ定款改正補足ノ御認可ヲ申請スルモノナリ

昭和十三年五月二十五日

關東電球製造工業組合

右に要する資金一即ち三月七日の臨時總會に於いて松永議長の發案で決議された借入金壹萬圓也は東京府知事より『過去の借入金と性質を異にするを以つて定款を變更せざれば不可なり』との通達あり結局此の總會後に持越された。

銃後々援部を設置す

尙本組合では豫てから寄々協議されてゐた、銃後々援部を左の如く設置した。

關東電球製造工業組合銃後後援部規約

第一條 本組合内ニ銃後々援部ヲ置ク

第二條 銃後々援部ハ本組合員ニシテ對支事變ニ關聯シ出征セル者ノ銃後々援ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三條 本後援部ニ左ノ役員ヲ置ク

定款大改正、出資口數増加

後援部長 一名

後援委員 若干名

第四條 後援部長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ理事長之ヲ指名ス

第五條 部長ハ部務ヲ總理ス

委員ハ委員會ヲ組織シ組合員中對支事變ニ應召シ其ノ事業ノ繼續ニ支障ヲ來シタル者ニ對スル營業ノ指導助成ヲ行フ

第六條 部長ハ委員會ヲ招集シ會議ノ議長トナル

第七條 委員會ハ第五條ノ該當者ヲ認定シ且其ノ後援方法ヲ審議ス

第八條 銃後々後部ノ存續期間ハ對支事變終了ノ時迄トス

後援方法例示 一、普通後援ニ對スル被後援者ノ資格ニ關シテハ助成指導ヲ爲サ、レバ閉業

ノ止ムナキ營業狀態ニアルコトヲ第一要件トス

標準例

(イ) 手不足ニ對スル援助 (ロ) 顧客誘致又ハ受註斡旋

(ハ) 仕人斡旋 (ニ) 金融ノ斡旋

(ホ) 従業員ノ指導斡旋 (ヘ) 經營指導並援助、其他

銃後後援部規約實施要綱

第一條 委員會ハ部長ノ外二名以上ヲ以テ開催スルコトヲ得、委員會ニ附議スベキ要項ハ左ノ如シ

(イ) 事業執行ニ關スル諸標準 (ロ) 特別後援及普通後援ニ關スル事項

(ハ) 其ノ他議長ニ於テ必要ト認メタル事項

第三條 委員選定ニ關シテハ豫メ地區ヲ左ノ如ク分割シ部長ノ必要ニ應ジ書面ヲ以テ選任スルコトヲ得

大森、大井、品川、五反田、目黒、戸越、中延、小山、澁谷、麻布、本郷、日暮里、本所、

世田谷(以上十四部)

第四條 委員ハ其ノ地區ニ規約第五條ノ該當者ヲ見出シタル時ハ直チニ部長ニ報告ヲナシ委員會ヲ

招集セシメ之ヲ審議スルコト

第五條 委員會ハ其ノ必要ニ應ジ後援ノ具體的方法ヲ協議決定シ且ツ擔當者ヲ定メテ之ヲ實行ス

第六條 後援擔當者ハ部長ノ揭示ニ應ジ應召者ノ家庭ニ對シ事業ノ指導相談ニ應ズルト共ニ特ニ組

合ノ助力ヲ要スル事項ニ關シテハ部長ニ之ヲ具申

當後援部ハ昭和十三年三月二十二日之ヲ設置シ即日施行ス

關東電球製造工業組合 銑後々援部部长 松 永 龜 藏

爾來此の銑後々援部は熱心に其の任務を果し來つて居る。而して委員には左記六氏が選任された。

高田忠太夫（大森、品川方面）配嶋孝作（大井方面）田中作太郎（荏原方面） 津村幸三（目黒大崎方面）安田一郎（本郷、荒川方面）金寛太夫（淀橋、澁谷方面）

第二十節 磨帶鋼配給問題端なく

業界統制を推進す

本工組の使命偶然實現に近づく

折柄、對支時局は益々深化し、抗日政策を擲たざる國民黨政府が第三國の支援を頼んで虚勢を張る爲吾邦も飽く迄自給自足を以て之を潰滅せしめ東亞百年の大計を樹立する迄長期建設の國策を推行す可しと、凡ゆる物資の輸入を統制し産業原材料の節約を敢行した爲め鐵、鋼を始め銅、眞鍮、等の電

球用材料も漸次窮屈を覺ゆるに到つたが、政府は之れが爲め、諸物資、材料の配給制度を實施し、口金用眞鍮の如きは、東京電球工業組合技術統制部の帶鋼鍍金の完成を幸ひとし、今年五月一日より使用を禁止し、吾が電球業界は世界に未だ類例のない鐵ベースを使用する事となつたが、猶其の發令以前本工組は之れに關し左の如き陳情を行つた。今日となつて見れば徒事であつたが當時としては誠に至當の措置であつた。

陳 情 書

眞鍮並ニ銅線ノ配給

今般銅使用制限令ノ制定公布セラレシコトハ誠ニ其ノ時宜上止ムヲ得ザル儀ト存ジ上ゲ候
本邦電球業界ニ於テハ製品ノ主體ヲナス導入線ニ使用スル銅線並ニ口金ニ使用スル眞鍮板ハ九十九%迄軍需品工業ニ吸收セラレ爲メニ事業經營ニ甚大ナル支障ヲ來シツ、アル現狀ニ有之候
從ツテ是等材料ノ入手困難ハ必然的ニ業務遂行ヲ圓滑ヲ缺キ電球業界ノ全面的混亂ヲ招來可致憂慮ニ堪ヘザルモノ有之候
茲ニ於テ國家重要産業ノ一タル電球事業ノ衰退ハ再び起ツノ時機ヲ失ハシムルニ非ズヤト推察致サレ候

本組合ノ是等材料ノ年額使用量ハ眞鍮約二十五萬八千圓、銅線約拾貳萬圓ト推定致サレ候右金額ハ誠ニ僅少ニ有之候得共現下輸出不振ノ難境ヲ突破シ極力販路ノ開拓ニ邁進シツ、アル事情ヲ御諒察下サレ之ガ圓滿ナル供給ノ途ヲ講ゼラレ度ク奉懇願候 敬具

昭和十三年六月十日

關東電球製造工業組合㊤

大藏省爲替管理課御中

陳情書

(要旨) 輸出電球用口金材料ノ配給ニ關スル件

(理由) 右ニ關シ本組合ニ於テハ先ニ本年六月十日既ニ陳情ニ及ビ申候處今般仄聞スルトコロニ依レバ日本電球工業組合聯合會ニ於テ日本電球輸出組合、對英電球輸出組合ト聯繫ノ下ニ「リンク」制ニ依ル輸出電球用口金材料ノ配給ニ當ラル、ヤニ有之候處抑々本邦電球産業統制機構ノ不備ハ本工組ガ日本電球工業組合聯合會ニ加入ヲ沮マレ居ルニ見テモ一目瞭然ニ有之斯カル現狀ニ於テ電球用口金材料ノ配給ガ右三團體ニ依ツテ掌握セラル、曉ハ「アウトサイダー」タル本組合ノ輸出電球メーカ一ハ閉業ノ止ムナキニ陥ル事ハ火ヲ見ルヨリモ瞭ラカナル所ニ有之候

斯テハ輸出ノ増進ヲ目的トスル統制モ實際ノ製造業者タル本工組ヲ除外スル爲メ其ノ實果ヲ異ニシ益々輸出電球事業ヲ衰退セシムルモノト思惟致サレ候ニ付此ノ際輸出電球發展ノ大綱ニ基キ何卒本組合ノ境地ニ御同情ノ上日本電球工業組合聯合會ト同格ナル口金材料ノ御配給ヲ賜ハリ度ク伏而奉懇願候 敬白

昭和十三年八月十五日

關東電球製造工業組合

理事長 松 永 龜 藏

商工省貿易局輸出課御中

既設工組の機構改革

商工當局積極的に諭示す

然し政府當局は此の陳情を聞かず眞鍮口金禁止、鐵ベース採用を決し、之れに伴ふ磨帶鋼の配給を電工聯に一任した所から、又しても東京電球製造業組合が云々して關係業界に波紋を描き、殊に同組合が政府の小工業組合是認の聲明に絶り、敢然工組創立認可を申請するに及んで、餘波は延いて電球

業界の機構改革に迄及び、豫てより業界の不統一に手古摺り切れるかの商工省當局をして遂に積極的
に右口金用磨帶鋼配給方法の是正並に既設各電球工組に對し其の機構を改め、畢竟はアウトサイダー
の加入解消に資せしむ可く東工務局長の名を以て公然左の如く諭旨示達するに到つた。これ畢竟電工
聯を中核とし、吾が國電球業界の一元的統制を確立せむとするもので、實に吾が邦斯業界の一エボツ
クと謂はなくてはならぬ。

木工組では既に久敷き前から早晚此の事ある可きを期し、組合の内容をヨリ充實せしめ、同時に組
合員の實力も培養せしむ可く、既に九月六日臨時總會を開いて左記案件を附議決定し、豫め之れに備
ふるのを怠らなかつた。(會場大崎信用組合、出席者五十八名、議長松永理事長)

一、増資持口第一回拂込ノ件

二、一組合員ニ對スル貸付金最高額決定ノ件

第一號案は拂込金五拾圓を十月五日迄に完納の事、萬一違背したる者は除名する事

二號案は金壹千圓とす

右何れも満場一致可決され、更に十二月三日矢張り同所に臨時總會を開いて

一、東京府鐵鋼製品工業組合聯合會加入並ニ統制委員選任

一、理事一名補選

等を決し、愈々陣容を充實した。春秋の筆法を以てすれば時局が電球工業の一貫統制を促進した譯
で、木工組の目的と使命とは不圖茲に達成せしめらるゝ事となつた。

東工務局長の諭旨

商工省工務局長東榮二氏の電球業界既設工組の機構改革、アウトサイダーの合流、解消、一貫統制
確立促進と見らるゝ諭旨は昭和十四年三月九月附を以て發せられ、東京、大阪兩府知事を介し

電工聯には

(一) 電球口金用磨帶鋼の配給に關しては所屬組合の代表者口金製造工組の代表者及業者以外の學
識経験者等を以て配給に關する委員會を組織せしめ、右委員會に諮り配給數量、配給方法を決
定せしむる事

(二) 關東電球製造工業組合を加入せしむる事

木工組には

(一) 組合員資格を左の通り變更する事

地區内に於て内地向電球の製造を業とする者(日本電氣工藝委員會及社團法人照明學會制定の白

熱タンクステン電球標準仕様書若くは該仕様書に準ずる規格に合格する電球の製造を業とする者を除く) 及電球の受託製造業者を以て組織す。

(二) 有資格者の加入に當りては加入金等を成る可く低額とし出資金及び議決權等は現組合員との間に差別を設けざる事

(三) 役員の数を増加し新たに加はりたる組合員の資格に該當する者を之れに参加せしむる様考慮する事

此の外東京、大阪兩輸出電球工組、東京電球工組、關西標準電球工組に對しても同様資格の變更及加入金の低減等を慫慂したのは、誠に至當の要旨と云ふべく、只何故ヨリ早く此の舉に出でざりしかが恨まれる位のものであつた。

因に此の結果、東京電球工業組合も關西の夫れと同じに、東京標準電球工業組合と改稱、認可を出願し、東西の既設工組も揃つて定款を變更し、全面的に商工當局の諭旨に沿つたのは、一には既に業界も總親和、協力躍進の要を陰約の間に自覺してゐた故でもあろう。兎に角之に依つて國産電球業界は一貫統制の坦路が開けた譯で、前記標準電球以外のアウトサイダーメーカーは必然本工組の傘下に集る可き約束となつた譯である。

急遽臨時總會を開催

當局の諭旨に添ふべく決議す

即ち之れ本工組が創立の當初より疾呼し續けた至重の問題で業界の全機構改革の一段階として是非共實現せざるべからずと固く思ひ定めて居た、本工組の『電工聯加入』が今に到つて却つて主務當局から諭旨示達せられたのは、本工組に取つて些か拍子抜けの感が無いでもなかつたであらう。然し何事に依らず、業界の萬端、苟くも純理に合すれば凡ゆる感情や、組合本位の利己的打算を捨て、釋然之に参加し、共鳴し、協力する本工組同人は『之れ時勢必然の到地であるとは云ひ條畢竟吾々の積宿の苦心努力が酬わられたものである』となし、凡ての行掛りを一擲し、『各工組に範を示し、業界の全面的協和融合の先導をしてやれ』とばかり、翌三月十日逸早く大崎信用組合樓上に於いて臨時總會を開催し、該東工務局長の諭旨を全的に受け入れた諸案件を附議決定して、一氣に其の態容を變へて日本電球工業組合聯合會に、加入を決議したのは實に鮮やかな、且つ素早い態度で、見事な轉換振りと云はざるを得なかつた。

第二十一節 臨時總會満場一致

電工聯加入を決す

定款大變更、業界總親和の魁をなす

本工組が電工聯の圏外に在つて即ちアウトサイダーとしての最後の總會—記念すべき臨時總會は三月十日の午後二時半から五反田の大崎信用組合樓上に於いて開催された、出席組員六十名（本人三十五名、委任状二十五）、流石に組員も重大關心を以ち、萬止むを得ざる者の外は殆んど全員の出席である。金専務理事開會を宣し諸報告の後、松永理事長議長席に着いて、『此の總會を轉機として本組合は新段階に入らねばならぬ。お互ひが組合結成以來前後滿四ヶ年に亘つて汗血を搾り、之を獲得すべく闘つた電工聯加入が、今日突如實現の機運に恵まれたのは幸慶の至りである。それが爲め定款規定の通常總會を俟つ違なく此處に臨時總會を開いて右に關する諸議件の御審議を乞ふ次第である』旨を陳べ、かくて

- 一、議事録署名人二名選任ノ件
- 二、日本電球工業組合聯合會ニ加入ノ件
- 三、定款變更ノ件
- 四、役員改選ノ件
- 五、日本電球工業組合聯合會ニ推薦スベキ理事二名、監事一名ヲ役員ノ中ヨリ選任ノ件
- 六、日本電球工業組合聯合會ニ推薦スベキ代表員、豫備代表員各一名ヲ役員ノ中ヨリ推薦ノ件
- 七、日本電球工業組合聯合會ニ推薦スベキ信用評定委員一名ヲ監事ノ中ヨリ選任ノ件
- 八、其ノ他議長ノ必要ト認ムル件

右各案件を逐次附議したが、何等の異議なく、各案孰れも満場一致で可決され、定款變更の結果前役員任期は當日を以て満了となつたので、次案『役員改選ノ件』が附議された譯で、之れが爲め松永氏議長席を退き、假議長選定方法を一同に諮つた所、結局同氏が再選され、且つ役員改選方法も一任されたので、當日出席の各部長を詮衡委員に指名して、新役員の人選を一任した結果、

(理事) 池田、津村、長峰、松橋、松永、金、秋山、高田、森山、佐久間、正山、松浦、黑板
(監事) 淺田、荒川、押野

諸氏が當選、之れを議場に報告するや、異議なく承認され、以下各案の電工聯に推薦すべき理事、監事、代表員、信用評定委員等の人選は追て議長より選任して報告する事となり、最後に松永議長第八號案として

茲に本組合は電工聯加盟を決定したが、之れを機として本組合の門戸を廣く開放し汎くアウトサイダーをも加入せしめ眞に業界總親和の途を開き、國産電球業界の一貫統制確立に資し長期建設の國策に陪從したいと思ふが、如何？

との趣旨を提議した所、満場大賛成、一議に及ばず之れをも可決した。

多年の翹望漸く報はる

之れで本工組が、時には切齒扼腕し、時には痛憤長大息して『何時になつたら……』と待ち望んでゐた電工聯加入がストラ／＼と實現したので、役員諸氏も一般組合員も何だかアツ氣ない様に感じたらしい。然し五年越しの宿望が漸く此處で報わられたかと思ふと、喜悅は自ら込み上げて來るのであつた。總會は午後三時過終了、一同ホールに集つて記念の撮影を了し、茶菓を共にして眞に和かに散會した。尙新理事連は引續き理事會を開いて直ちに互選の結果

理事長	松永龜藏
常任理事	金寛太夫

兩氏が決定、機構改革新段階初頭の幹部陣營も茲に整備し、更に第五號案以下の電工聯關係の各代表役員には

日本電球工業組合聯合會理事	松永龜藏	金寛太夫
同 監事	松橋秀麿	
同 代表員(正)	池田武一(豫)	黒坂矩雄
同 信用評定委員	淺田常五郎	

諸氏が選出された。それで、斯の如き大轉回を示した本工組定款の變更は次の如くである。

定款變更(條文拔萃)

第一章 總則

第五條 本組合ハ地區内ニ於テ電球ノ受託製造ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ組織ス、とあるを左の如く改正

(新) 本組合ハ地區内ニ於テ内地向電球(日本電球工業委員會及社團法人照明學會制定ノ白熱「タングステン」電球標準仕様書ノ規格若シクハ該仕様書ニ準ズル規格ニ據ルモノヲ除ク)製造ヲ業トスル者及電球ノ受託製造ヲ業トスルモノヲ以テ之ヲ組織ス

第五章 事業及其執行

第一節 總則

第三十一條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、製品、原料、材料及設備ノ検査並ニ取締
- 二、統制
- 三、營業ニ關スル指導、研究及調査
- 四、資金ノ貸付及貯金ノ受入レ

とあるを左の通り改む

(新) 第三十一條ノ本文ハ其ノ儘

一、検査並ニ取締

二、其ノ儘

- 三、其ノ儘
- 四、其ノ儘

(新) 第三十一條ノ二 本組合ハ日本電球工業組合聯合會ノ検査及取締ニ關スル規定ニ從フベキモノトス

第二節 検査及取締

第一款 設備ノ検査

とあるを左の通り改む

(新) 第一款 製品並ニ設備ノ検査

第三十二條 本組合ハ必要アリト認ムル時ハ組合員ノ設備ノ検査ヲ行フ

とあるを左の通り改む

(新) 第三十二條 本組合ハ必要アリト認ムル時ハ組合員ノ製品並ニ設備ノ検査ヲ行フ

第五章、第二節、第二款、第三十四條ヲ削除ス

第五章、第三節、第一款

第三十五條 本組合ハ製造ノ數量ノ調節共同販賣ノ強制其ノ他ノ統制ヲ行フ

とあるを左の通り改む

(新) 第三十五條 本組合ハ製造數量ノ調節其ノ他ノ統制ヲ行フ

第五章、第三節、第二款、第四十二條ヲ削除ス

第五章、第三節、第三款、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四

十八條ヲ削除ス

第六章 役員

第五十條 本組合ハ左ノ役員ヲ置ク

理事七名、監事二名、理事ノ中一名ヲ理事長、一名ヲ専務理事トシ、理事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

とあるを左の通り改む

(新) 第五十八條 本組合ハ左ノ役員ヲ置ク

理事十三名、監事三名

理事ノ中一名ヲ理事長、一名ヲ常任理事トシ理事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三條 理事ノ任期ハ二ケ年トシ監事ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨グズ

とあるを左の通り改む

(新) 第六十三條理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨グズ

第十二章 雜則

新ニ左記ノ條項ヲ加フ

第四百四條 昭和十二年五月十七日選任サレタル理事及監事ノ任期ハ昭和十四年三月十日迄ト

ス

即ち毎年五月は當然定款に依る定時總會時期であるが、業界の諸狀勢はそれ迄待つを許さない迄に緊迫してゐるが爲めで、松永理事長、金常任理事を始め役員諸氏は、斷乎急速に組合定款を改正し、アウトサイダー加入の門戸を開き、商工省當局の諭旨に従つて業界機構革新の先驅を成す可しと如此く急遽臨時總會を招集して此の重大案件を附議したので、之れに對し全組合員が何等の異論も唱へず満場一致凡ての案件を原案通りスラ／＼承認可決したのは、以て如何に本工組の役員、組合員が相許し、相信じて、宛然一家の如く團結和合して居るかを知る可く、左ればこそ過去四年の間一糸亂れず同心協力して、時には絶望？に近い迄の苦境をも迷はず幹部を信頼して漕抜け來つた物と首肯される。此の異體同心の鐵丸の如き團結は眞に欣羨に價ひする。

全業界の協議懇談會

——松永理事長、本工組の信條を表明す——

それで商工省當局は尙該趣旨の徹底を冀つてか三月十三日午後七時より日本貿易協會樓上に、電工聯及び其の所屬の——東京輸出電球、大阪輸出電球、關西標準電球等——各工組に、アウトサイダーたる東京電球製造業組合並に本工組の各代表幹部を會同せしめ、商工省工務局吉田工業組合課長より東工務局長諭旨の精神を説明し

一、本工組ニ『アウトサイダー』ノ團體タル東京電球製造業組合ヲ包容、解消セシムル件

一、既設各電球工組ノ機構改革

一、口金用磨帶鋼配給ノ圓滑化

等に就て隔意なき懇談を遂げさせたが、本工組からは松永理事長、金常任理事、黒坂理事三氏が出席忌憚なく意見を開陳し、當局並に業界各關係者の参考に資すると共に本工組の脚地を明らかにしアウトサイダー側の誤解疑念も充分説明、氷解に力めた結果、當局では越へて同月三十日午後二時より電氣俱樂部樓上へ、本工組及び東京電球製造業組合の代表者のみを會同せしめ、同省並に東京府係官列席の上『東京電球製造業組合の本工組に加入、解消』に就て特に協議を凝らさせたので、本工組か

らは金常任理事、松橋、黒坂兩理事の三氏が出席した。

機構改革と本工組の態度

本工組の斯問題に對する態度は、既に十三日の日本貿易協會々館に於ける全業界懇談會の席上、松永理事長より言表せるが如く、

吾が關東電球製造工業組合は抑々其の結成の動機、使命が、業界の階級的差別感念を根本より打破して協和融合を如實にし、一貫せる統制の下に、薄資、微力の中小メーカーも、巨資本を擁するブルジョア業者も、均等の機會を得て、怨みツこなき公平の福祉を享受し得るやう、業界の機構を合理化し、以て日本の電球工業を泰山の安きに置かんとするに在るを以つて、政府當局が既設各工組の定款を改正變更せしめ、アウトサイダー諸君に加入の途を開き、先づ法的に業界機構の革新を諭旨せらるゝ以上、之れ本工組年來の主張の實現なるを以て本工組は欣然之れに應じて眞先に御趣旨に添ひたる所以にして、勿論アウトサイダー諸君の一齊に御加入は歓迎する所なるも、爲めに加入金及出資額を動かし、又は其の頭數に比例せる役員の方讓などは抑々既往多年の間犠牲に忍び、既に現在額を拂込みたる從來の組合員に對し之れを承認し難きと共に、役員の方

きは、木工組の爲め眞に熱誠、無私、延びては全國業界の向上進展を念とせらるゝ人々ならば何人にて可なりと思ふ耳ならず、我々役員は一人も敢て好んで役員、幹部たらんと欲して而して役員たるに非ず、只組合員諸氏の負託もだし難く不敏不才を願るに違なく其の任に當れるのみゆえ、幸にヨリ有能、ヨリ熱誠の士あらば喜んで役員の位置を退き、全組合員の信頼に問ひ、其の就任を双手を揚げて歓迎すべく、例令アウトサイダー側諸氏に依つて全役員が占めらるゝも只之れ全組合員の意嚮なりとして喜んで其の選任に合意す可し、故に加入せらるゝアウトサイダー側人員に比例せる代表役員に位地を分割せよなどは、宛然従前の組合員と、新加入の組合員との間に必然不融和、不協力の溝の存在を肯定せむとするものにして全然有害無意味の心遣ひなりと云ふ可く、只新たに加入せらるゝ組合員も、依つて選任せらるゝ新役員諸氏も、飽く迄吾が工組結成の動機使命は之れを理解し、同和し、體得せられむ事を要求する。萬一然らずんば決然之を驅逐せんのみ。

との不可動の決意に一致し、凝固して居る事として、金氏等は今更之れを繰返へす要なしとし、只當局の説明と、東京電球製造業代表諸氏の言ふ所を靜かに聴取したのみで、要するに『聞き置く』程度に止めて、何等の可否を云々せず立別れたが、當局も、アウトサイダーも、木工組諸人の、此の滅私奉公的、眞に無私無我なる高朗の精神をよく理解したか、否か。

第廿二節 電工聯も喜んで歓迎

愈々新段階に立つ

—大轉回、建設の槌を揮はんと—

記念祝賀會開催

時運順還、木工組の電工聯加入は商工省當局の積極的乗出で、意外にスラ／＼と其の途が開けた。然し之れとて業界に木工組があつたからこそで、萬一左もなければ商工當局も今俄に如何とも爲難かつたであらう。故に當局は先づ木工組の定款を改正せしめ、アウトサイダーの團體たる東京電球製造業組合の加入を慫慂すると共に、同時に木工組の電工聯加盟を諭したが、即ち當局の意向も『電球業界の總親和』を必期しての措置たる事は明かで、延びて業界の一元的統制の確立を豫定した事亦云ふ迄もなく。

電工聯理事會、加入承認

本工組の臨時總會に於ける加入の決議は、翌三月十一日迄に電工聯に致された。電工聯も最早業界に摩擦、紛糾を存在せしむ可からざる時期なる事は疾に承知して居た事として、本工組の申込を見て一言となく之を受け容れる事に決したであらうが、兎に角越へて四月五日電氣俱樂部に於て開かれた定例理事會に於いて

一、關東電球製造工業組合加入承認の件

は満場一致を以て可決され、直ちに即日聯合會理事長益田元亮氏から左の如く本工組理事長松永龜藏氏宛通達された。

(電工聯十四發第二號)

昭和十四年四月五日

日本電球工業組合聯合會

理事長 益 田 元 亮

關東電球製造工業組合

理事長 松 永 龜 藏 殿

豫而貴組合ヨリ御申込ニ係ル本會加入ノ件、本月五日本會第六十三回理事會ニ於テ加入承認決議相成候間御了知相成度、就テハ拂込濟出資額並加入金左記ノ通り本月十日迄ニ本會總務部會計係ニ拂込相成度此段及御通知候也

記

一金壹千參百圓也

但シ出資壹口分及之ガ加入金

以 上

此の通報に接した松永本工組理事長も直ちに全組合員に對し右電工聯の加入承認を通報して四ヶ年間の健闘漸く實を結べる喜びを知らせた。

加盟の正式手續終了

それで翌六日本工組からは理事松橋秀麿氏が役員代表となつて有樂町驛協東光ビルの日本電球工業組合聯合會事務所を訪ひ、加盟に就ての一切の正式手續きを済ませた。而して更に翌七日は理事長松永龜藏、常任理事金寛太夫、理事松橋秀麿の三氏が組合を代表、工聯本部から在京の同聯合會理事諸

大回轉、建設の槌を揮ふ

氏を、御禮廻はりに歴訪した。

意義深き記念祝賀會

其の創立の頭初に當つては、或は『群小微力の下請メーカーの團體が能く何事をか爲し得ん……』と業界一般からも一分の杞懼に加へて多分に見縊られたかも知れない本工組が、殆んど『身を捨て、仁を爲す』的の役員諸氏の果敢の活動、努力と、之を信じ、之を護つて飽迄初一念に殉じ來つた組合員諸氏の團結の力とで、倦まざる運動と奔走とを持續した結果『國産電球工業界の資本主義的機構の誤り』を、先づ政府並監督官廳當局に十分認識させ、且つ業界の資本関にも、所謂『問屋と下請』的差別感念が、結局業界を萎微、荒廢せしめ、歸する處自他共に亡ぶる外なき『自滅思想』なる事をツク／＼諒解させ、業界總親和の絶對不可缺なるを覺らせ、既に『機構改革』『業界の勞資協和』が眉の急なる事は、偶々輸出の不振に依つて深く印象、自覺されてる處へ、時局下、長期建設の國策に添ふ物資の節約は、鐵ベース採用に伴ふ磨帶鋼の配給統制となり、業界の融和協力は不可避の狀勢となつたが爲、商工省當局も遂に意を決してアウトサイダーを解消せしめ、摩擦、相刻を根絶して一元統制確立の爲、既設工組の機構變改、本工組の電工聯加盟を慫慂、諭示するに到つたので、本工組を

始め、東京、大阪の電工聯所屬各工組も、孰れも其定款を改正し、アウトサイダーを包含、容認する事となり、吾が國産電球工業界は愈々一元統制の端緒が開けたが、是れ抑々何人に依つて其緒口が切り開かれたか、云ふ迄もなく本工組同人が、同志會以來不斷の闘争を以て、商工省及監督官廳の電球工業界に對する認識を改めさせ、純メーカーの工業組合を認めしむると共に、或は既設有資本業者の工組に對し團體契約の承諾を迫り、又は電工聯の不合理なる輸出電球共販計劃に反對し、更には検査料金の均等を叫び、既に曩に進んで加盟をすら決議して之を迫つた等蔑視？酷遇？に屈せず眞に不退轉の勇氣と、確乎不動の信念とを以て、邁進し、當局にも業界にも、既に動かす可からざる印象を刻銘し陰約の間業界の進む可き途を指し示したる健闘努力の賜物と云ふも溢美に非ず。本工組は實に業界に對し、カナインの地を目指し、炬火を掲げて迷へる者を導いたモーゼの役を勤めたものと云つて差支ない。其の先見の明、業界の爲に敢て犠牲たるを辭せざる決意、覺悟は、眞に賞讃に餘りがあり、商工當局も、電工聯も此の意味に於て、寧ろ本工組に追隨したに過ぎぬと云はれても致方がない。本工組では此の誇りと、喜びとを以て四月廿五日をトし、大森海岸の『松淺本店』に於いて全組合員參集、『記念の祝賀會』を開いたが、其の趣旨は

本組合は創立の前後より、眞に血みどろの闘争を續け、國産電球業界總親和の爲活動し來つたが

今や其の主張が漸く認められ、當局に依つて其の緒端が指示されて、本工組も電工聯に加盟する事となつたのは、畢竟使命の一端を果し得た譯で、之れ迄は鬭争に鬭争を續けて、鬭争の中に活き來つたが、本工組本來の所志は勿論鬭争を之れ事とするのではない、今電工聯に加盟し、之と提携して國産電球業界の振興、向上に協力する事となつたのは、畢竟業界啓蒙の鞭を捨て、建設の槌を揮ふ可き段階に立つたもので、本工組に取つては眞にエポックであり、組員相互に、大いに之を記念し、且つ祝賀して、今後の活動を再認識しなくてはならぬ。

と云ふに在り、勿論電工聯を始め、業界關係の各新聞、雜誌社其他各方面をも招待し、聽て午後六時金常任理事開會を宣し松永理事一場の挨拶を陳べ、來賓

日本電球工業組合聯合會副理事長 森松藏氏、同理事 大阪輸出電球工業組合理事長 安田正義氏
同理事 東京輸出電球工業組合副理事長 加藤新之丞氏、日本労働總同盟東京電球硝子産業協力委員徳永正報氏

等の祝辭があり、何れも本工組過去の善圖を稱え、猶將來の善處を囑望し、かくて開宴、和かに献酬を重ね、記念の撮影を行ひ、萬歳を三唱して宴を撤したが、電工聯諸人も舊情一洗、新に手を握つて進まうとの意を明かにし本組員に取つては全く創立以來の晴やかな會合で流石に殆んど全員の出

席があり、來賓も前記諸氏の他多數に上り、電球民友新聞社、電工聯其他から花環の寄贈もある等で眞に賑々敷い好箇の『記念會』であつた。

電工聯總會て加入可決

本工組の電工聯加入は前記の如く四月五日の同聯合會理事會で満場一致で承認可決され、益田聯合會理事長から松永理事長に正式通達され、加入手續も支障なく結了したが電工聯では五月一日からの鐵ベース使用の暫定價格其他の件と共に、本工組加入承認の件を附議決定する爲四月廿六日午後一時から丸ノ内電氣俱樂部に於て臨時總會を開き、益田理事長以下全役員出席、本工組の加入を理事會の決定通り、承認可決し、同時に本工組推薦の同聯合會に本工組を代表する理事（松永、金兩氏）及び監事（松橋氏）をも異議なく承認した。之れで本工組は完全に電工聯の一翼たる加盟團體の名實を具備した譯である。

而して本工組では其の後理事會に於いて、之れ亦業界に卒先し組合を擧げて鐵ベース使用を決定し全組員に指令して國策の線に沿ふべく力めて居る等、無條件で全面的電工聯へ協力を明らかにして居るのは電工聯でも充分理解しなくては成るまい。

第廿三節 業界機構革新の端

漸く茲に黎明を告ぐ

— 總親和、一貫統制確立に善處 —

上來屢述するが如く吾邦の電球業界は之を其の發展の過程と、資本的機構の上から見れば、マツダ・ランプⅡ東京電氣Ⅱの偽裝國産業團と、材料、技術共に純然たる國産メーカー群との對立裡に置かれて居る。而して國産メーカーは終始マツダの制壓と、妨害とを被りながら、犠牲、努力を拂つて業務を育み來つたので、此間の摩擦、葛藤は筆紙に盡す能はざる深刻にしてデリケートなものがあり、喩へて云はば、國産電球業者は、不圖最初よりG・Eマツダの特許に繫縛され、誅求、虐待に血を滴らせながら、屈せず、撓まず、前人の屍骸を踏み越え、乗り越え、城壁に迫る戦士の如く、雄々しく戦ひ來つたので、其の壘壁は、今や指呼の間に迫つたと見る可きであらう。

隣邦大陸へ今後の供給は

斯る次第で海の内外を問はず、摩擦は競争へ、對立は争覇へ、順次局面は展開し來つたが、今又北

中、南支の治安漸く恢復し、電源開發、諸産業の勃興に伴つて。必然電球の需要急増せんとする状勢と成るや、マツダは早くも上海を足掛りに大進出を企劃しつゝありと云ひ、電球國際カルテルの實權者G・Eの一翼として極東を其の商圏に任されたるマツダ・ランプがソロ／＼日本領土内を諦めて將來の大消費地支那に王座を移さんとする意圖は極めて明瞭であると見なくてはならぬ。必然國産電球業界は、皇軍幾萬の英靈が、抗日政權打壞の爲に、貴き其の一命を捧げて鎮定したる支那大陸今後の電球需要を、依然として猶太資本の傀儡の壘斷に委するや、否や、の大責任を負つて譯である。

非常時に猶ほ摩擦か

支那に於けるG・Eの特許は蔣政權の國府逃竄と共に煙の如く消え失せし、最早誰憚る處なく、技術、規格、性能、價格等、公明なる基準と條件とを以て正々堂々輪贏が争へるが、業界今日の機構では果して能く之に堪ゆるや否や。マツダは上海に二大工場を買収し、着々活躍の基礎を築きつゝあるのに、吾が業界は依然として統制、步調一致さへ成らず、依然として磨帶鋼配給等を云々し、摩擦相剋を之れ事とするかの有様では、此の大任務遂行は頗る心元ないと云はねばならず、全業界に大自覺と緊禪一番とを要求しなくてはならぬ。

是が爲本工組は最先に定款を改正し、内地向街球製作者——アウトサイダーにも加入合流の途を開き、衷心を開いて國産電球業者總親和、一致協力、摩擦、相刻解消、業界の興隆に邁往す可き本組合のモットーに合意する以上、喜んで何者をも歓迎す可きを示したが、アウトサイダーの團體——東京電球製造業組合員が、兎角に末梢的議論を繰返へし、虚心坦懷本工組の公明、無私の精神を卒直に諒解しなかつたのは遺憾である。

機構内部の矛盾克服

之を要するに吾が國産電球工業は屢述の通りG・Eマツダの特許權益を擁して獨占的暴威を揮はむが爲、不斷の制壓、妨害に虐げられ來つた故の爲か、メーカーが稍々成功し、多少の資財を築くや直に所謂『問屋』顔して懷手しながら、下請の中小メーカーを搾取し、以て私囊を肥し小成に安んずる陋風を馴致し、所謂『海外輸出』の収益は、公然製品の品位、性能を強調して、力強く價格を折衝し而して以て海外の顧客から吸收するのではなく、逆に自家の下請業者乃至中小メーカー、延いて従業員の賃銀から之を捻出し、搾取しつゝあつたと云ふも過言でなく、其の不合理、矛盾は今更之れを繰返へす迄もなく、此の卑屈、退嬰、然も我利一片の因襲的感念——惡傳套を先づ打壞、反省せしめ

更らに斯の謬れる感念に導據して組織せられたる既設工組の機構を根本よりは是正するに非ずんば例令商工省當局の論旨に依り、幸に各工組の法的——表面的機構は改正され、アウトサイダー包含の形は成つても其の内部的摩擦相刻は依然として繰返へされ、否寧ろ潜在的に深化して業界は何時まで經つても勞資鬭争の天地に放置され、年中協調、折衝に互に精力とタイムとを費消するのみで、到底安固なる發展、伸長は期する能はず。従つて輸出の振興亦望むべからざるを切言せざるを得ない。之れが爲め本工組は設立の當初から、業界の機構——表面に現はるゝ法的條件のみならず、其の内部的因襲傳套も——改革を重要使命の一として、率直に、勇敢に、不斷の鬭争を重ね來つたので、以て業界機構を再編成し、之れを合理化して、明朗の基準を築かしめむとせる本工組の公明なる心事は今に到つて漸く四方の認むる所となつたであらう。

G・E資本の對策如何

處で業界への陽光を遮る陰翳の如きG・Eマツダ・ランプは曩に六對四の投資を轉換し、其株式の六割迄を日本側に所有せしめ、G・Eは四割を保有する事に成つたとは傳つてゐるが、表面の建前は兎に角、其最奥の指令權は矢張りG・Eの掌中に握られて居る事は明かだ他に業界にはマツダの投

資と助勢に據つて存立しつゝある會社及び事業が尠くない。最もG・Eマツダは既に芝浦製作所と合併を了し、其事業の上に大轉換を思はせて居るが、然し依然として吾が業界の一王國たる事に變りがない。成程マツダ・ランプは電工聯成立後、其の傍系大阪電球株式會社を率ゐて之れに参加はしたが毛頭何れの工組にも入らず、宛として一國一城の主としての別格扱ひで、業界亦之れを容認して居るのは不思議千萬の事態である。即ち電工聯加盟は向ふ十ヶ年間の内地向家庭球販賣數量の協定と更にはタングステン・フキラメント使用に關する或る種の諒解の爲であると云はれるが、内地球の如きは品質と價格とを以て堂々と戦へば宜いし、又纖維は、北米、蘭印等G・E特許の勢圍が日本電球の進入を防止する城砦化して居る以上は、特許使用の貢物は最早や無意味に近いと云はねばならず、加之電工聯加盟工組のメンバー中にもG・E資本の浸潤を被り、事ある毎に大切な處で曖昧模稜、不透明な態度、行動に出る向などがあり、之れが國產業界の融合、結束を妨碍する事甚だ敷いものがある。

G・Eが如何に吾が日本電球の進出を阻止せんとして居るかは、勢圍内に下したと云ふ次の指令でも知れるであらう。

- 一、ナショナルG・Eトラスト加盟者は以下の條項を嚴守す可し
- 二、先づ特許權を以て日本電球を壓迫せよ

- 三、各トラスト加盟者は協定地域を嚴守す可し。
- 四、日本電球壓迫の爲には必要なる資金は自由に之れを使用す可し
- 五、日本電球壓迫の爲には言論機關を利用せよ
- 六、尙政治的工作を忘れず、政治の手に依りて之れを爲さしむ可し
- 七、右は最も巧妙に且つ穩密の間に之れを行ふ可し
- 八、日本電球壓迫の爲には互助の精神を基とし、共同戰線を張る可し

此の如くモットーを所持して日夜日本電球業界の衰滅を待つ、虎視眈々たる勁敵があるに係らず、内部に摩擦、紛紜を繰返へし、蝸牛の争ひ漁夫を利せしむるを憂へしむるばかりでなく、總丸掛りに成つてもマツダと互角の相撲がとれるか、否か疑はしい吾が國產業界に、資本間的意識を以つて純眞のメーカーを差別待遇し、機會均霑に壘壁を築いて之れを妨げながら、然も之れを搾取し、酷遇して其の潰滅を座視せんとするが如き冷酷、無情の習風の横溢して居るのを默視して可なりや、否や？

問屋は宜敷く反省す可し

而して中小メーカー並に従業員の血と汗との結晶たる電球を、只一個たりとも多く賣り、以て自己

の私囊を肥せば可なりとする結果、或はダンピング呼ばりをされ、価格は買叩かれ、餘殃延びて輸出電球極度の低落を來し、原價を割るか割らぬかの際度の致命線を浮沈するに到らしめ、遂にメーカー従業員の賃銀が餘りに低率な處から、陸續轉廢業者を出して、漸く海外の發註稍々立直り掛け、大口の注文相次ぐに到つた昨今の如き既に生産力が減退して、遲滯なく之れに應ずる能はないと云ふ如き問屋も今更下請業者を搾取した罪業を悔むてであらうが、之れを自業自得と諦めるは問屋自身の勝手、斯くして中、小メーカーが日に月に其の數を減じ、熟練従業員次第に陰を沒し、之れに去られた問屋も亦轉、廢業の外なく、畢竟相抱いて没落過程を辿り、其の結果が全國産電球界の總生産額を減退せしむるに到つては實に油々敷い大問題ではないか。

本工組今後の任務は

之れが爲め、上來屢述する所に依りて明かなる如く、本工組は其の設立の抑々から

- 一、不合理、矛盾せる機構の是正
- 一、總親和、一元統制確立
- 一、機會均等

等々の爲り懸命の奔走、活動を續けたので、此の基幹を成す『機構の改革』は之れ實に本工組絶對

の使命であると云へる。従つて今商工省當局の音頭に依つて、既設各工組の法的機構（要するに組合員資格）が變革され、アウトサイダーも之れに加入の途が開けたとは云へ、更に其の内部を織り成す屢述の因襲と傳套と、殊には資本機構の上より見たる外來資本の横暴と、倨傲の態度とは飽く迄之れを是正し、清掃せねばならないので、本工組今後の活動は此の點に主力が注がれなくてはならぬ。今左に吾が邦電球業界の機構を其の團體別に掲げると

◎日本電球工業組合聯合會

- 東京電球工業組合内地向 (組合員九社)
- 關西標準電球工業組合内 (組合員六社)
- 東京輸出電球工業組合 (組合員五十七名)
- 大阪輸出電球工業組合 (組合員二十七名)
- 關東電球製造工業組合 (組合員七十一名)
- 東京電氣株式會社
- 大阪電球株式會社

加盟各工組及社會

業界の統制確立に善處

◎東京芝浦電気株式会社

(マツダ・ランプ)

- 、帝國聯合電球
- 昭 和 電 球
- 大 同 電 氣
- 川 崎 電 球
- 關 西 聯 合 電 球
- 大 正 電 球
- 大 日 本 電 球
- 大 阪 電 球

此の外所謂るアウトサイダー乃至圈外の團體として

- ◎大阪電気同業組合 (組合員八百九十七名)
- ◎國産電球關西聯合會 (會員四十八名)
- ◎東京電球製造業組合 (組合員三十名)

而して販賣及輸出の爲には之れ迄に左の如き組合及會社が生れてゐる。

◎東西電球株式會社

内地球販賣統制の爲め、(東京電氣、大阪電球を除く)

- ◎東京輸出電球株式會社
- ◎大阪輸出電球株式會社
- ◎日本電球輸出組合
- ◎對英電球輸出組合

又一面關係業界にも、東京電球口金工業組合、東京電球口金絶縁加工々業組合、東京電球口金再製工業組合、東京導入線工業組合、日本織條商組合、關東スバイラル商組合、東京電球硝子工業組合、東京輸出電球着色同業組合等が夫れ／＼結成せられて居り、朝鮮電球界も結集して朝鮮電球工業組合を創立し、内地業界の舉措如何に依つて全面的統制と鼎足發展とが必ずしも不可能でない基調が備はつて居る。

(完)



商工大臣認可

關東電球製造工業組合

理事長 松 永 龜 藏

專務理事 金 寬 太 夫

現組員 七 拾 壹 名

東京市本郷區根津宮永町二九

電話下谷(83) 〇七四六七番
〇九一七番

振替東京一五七八四一番

昭和拾四年七月拾五日印刷
昭和拾四年七月貳拾日發行

不 許
復 製

關東電球製造工業組合發達史

定價 一部 金參圓也

外二送料金拾六錢

東京市品川區大井伊藤町五八五番地

著作兼 發行人 宮 下 敏 男

東京市品川區東大崎一丁目八六八

印刷者 窪 田 藏 一

東京市品川區東大崎一丁目八六八

印刷所 大 東 印 刷 所

東京市品川區大井伊藤町五八〇五番地

發 所 行 日 本 電 球 評 論 社

932
3

終